

予算常任委員会

令和3年12月10日（金）

予 算 常 任 委 員 会

定例会名 令和3年第4回定例会
招集日時 令和3年12月10日(金) 午前10時開会
招集場所 議場

出席委員 10名

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 須 藤 京 子 |
| 副 委 員 長 | 鈴 木 勝 利 |
| 委 員 | 利根川 英 雄 |
| 〃 | 遠 藤 憲 子 |
| 〃 | 市 川 圭 一 |
| 〃 | 秋 山 泉 |
| 〃 | 諸 橋 太一郎 |
| 〃 | 山 本 伸 子 |
| 〃 | 長 田 麻 美 |
| 〃 | 伊 藤 裕 一 |

欠席委員 なし

出席説明員

| | |
|--------------------|---------|
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 |
| 市長公室長 | 滝 本 仁 |
| 経営企画部長 | 吉 田 将 巳 |
| 総務部長 | 植 田 裕 |
| 市民部長 | 小 川 茂 生 |
| 保健福祉部長 | 内 藤 雪 枝 |
| 環境経済部長 | 山 岡 孝 |
| 建設部長 | 長谷川 啓 一 |
| 教育部長 | 吉 田 茂 男 |
| 議会事務局長 | 野 口 克 己 |
| 経営企画部次長兼 政策企画課長 | 柳 田 敏 昭 |
| 創生プロジェクト推進課長 | 椎 名 弘 文 |
| 財政課長 | 糸 賀 修 |
| 総務部次長兼 | |

| | |
|--------------------|---------|
| 人 事 課 長 | 二野屏 公 司 |
| 総 務 課 長 | 橋 本 円 |
| 税 務 課 長 | 晝 田 典 義 |
| 市民部次長兼 市民活動課長 | 栗 山 裕 一 |
| 総合窓口課長 | 川真田 智 子 |
| 地域安全課長 | 榎 本 友 好 |
| 教育委員会次長兼 学校教育課長 | 川真田 英 行 |
| 教育委員会次長兼 生涯学習課長 | 大 里 明 子 |
| 教育企画課長 | 吉 田 充 生 |
| 指 導 課 長 | 市 村 毅 |
| 文化芸術課長 | 糸 賀 珠 絵 |
| スポーツ推進課長 | 高 橋 頼 輝 |
| 中央図書館長 | 斎 藤 正 浩 |
| 保健福祉部次長 | 飯 野 喜 行 |
| 社会福祉課長 | 石 塚 悟 |
| こども家庭課長 | 飯 島 希 美 |
| 保 育 課 長 | 橋 本 早 苗 |
| 高齢福祉課長 | 宮 本 史 朗 |
| 健康づくり推進課長 | 渡 辺 恭 子 |
| 医療年金課長 | 石 野 尚 生 |
| 環境経済部次長兼 商工観光課長 | 大 徳 通 夫 |
| 環境政策課長 | 横 瀬 幸 子 |
| 廃棄物対策課長 | 木 村 光 裕 |
| 農業政策課長 | 神 戸 千 夏 |
| 建設部次長兼 都市計画課長 | 藤 木 光 二 |
| 建設部次長兼 下水道課長 | 野 島 正 弘 |
| 建築住宅課長 | 高 野 裕 行 |
| 道路整備課長 | 加 藤 大 典 |
| 庶務議事課長 | 飯 田 晴 男 |

議会事務局出席者

| | | |
|---|---|---------|
| 書 | 記 | 杉 山 正 光 |
|---|---|---------|

” 保 坂 正 博
” 大 野 恵 子
” 丸 山 智 徳
” 宮 田 修
” 椎 名 紗央里
” 田 上 洋 子

令和3年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 予算常任委員会

| | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 59号 | 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号） |
| 議案第 60号 | 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 61号 | 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 62号 | 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 63号 | 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 64号 | 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第 67号 | 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号） |

午前10時00分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから予算常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

まず、経営企画部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました経営企画部所管の案件は、

議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第67号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくをお願いいたします。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明をさせていただきます。

歳入になります。補正予算書12、13ページを御覧いただきたいと思います。

歳入、款15国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の4、184万7,000円です。この交付金は、今回同じく補正予算案として上程されております商工費の牛久市事業者応援給付金に充てられるものでございます。補助率10分の10となっております。

以上です。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課椎名です。よろしく申し上げます。

それでは、当課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、22ページ、23ページとなります。

こちら、一番下の項目となりまして、款7商工費項1商工費目3観光費、中事業が0108牛久シャトーを利活用する事業。補正額2,000万円となります。次ページに続く内容となりますが、牛久シャトー株式会社に対する経営安定化補助金として2,000万円の予算措置を行うものです。

こちら、先般市議会全員協議会等でも御説明いたしましたが、牛久シャトー株式会社が本年度資金ショートする見込みが提出され、さらに本年度の赤字額が約1,700万円程度となるとの見込みが提出されました。これまで牛久市では、シャトーに対して追加の財政支援は行わないとの方針でしたが、政府系も含めた金融機関からの融資、他企業からの出資等が見込めない状況で

あり、牛久シャトーの存続を前提として方針を一部転換し、本年度補助金支出を行うものです。

説明は以上となります。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正の内容につきまして、御説明いたします。

まず歳入となります。12ページ、13ページを御覧ください。

款11項1目1の普通交付税につきましては、交付額の確定に伴いまして1億3,615万5,000円を増額計上するものでございます。

次のページ、14ページ、15ページを御覧ください。

款19項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算の予算調整の結果、財源不足といたしまして1億2,511万円を財政調整基金から繰入れするものでございまして、これによりまして財政調整基金の残高見込みにつきましては27億1,758万円となります。

次に、款21項2目1の地域総合整備資金貸付金元金収入につきましては、平成21年度に市から博慈会へ貸付しております地域総合整備貸付金につきまして、繰上げ償還の申出があったことから、令和4年度以降の貸付残額となります1,232万8,000円を増額計上するものでございます。

款22項1目2の土木債につきましては、ウッドショックによる材料価格高騰によりまして、猪子住宅新築事業を先送りにしたことに伴いまして8,930万円を減額するものでございまして、その下、目5の臨時財政対策債につきましては、借入額確定に伴いまして2,740万円を減額計上するものでございます。

次に、歳出となります。28ページ、27ページを御覧ください。

款12項1目1の0101地方債償還元金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、博慈会からの繰上償還申出に伴います繰上償還元金1,730万円を増額計上するものでございます。

以上となります。

○須藤委員長 これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

それでは、商工費の牛久シャトーの経営安定化補助金について何点かお尋ねしたいと思います。

オエノンと牛久市の契約、この契約書に、契約の目的として、国の指定重要文化財の3棟、こちらの保存活用をこれまで以上に図るとされておりますが、この2年間でその保存活用がどのように行われてきたのかというところを確認したいと思います。

それから、この3棟の国の重要文化財の管理者は今どういう状況なのかというところをお尋ねいたします。まずはそれをお願いいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 文化財施設3棟の保存活用とのことですが、まず保存については、文化財施設の維持管理を進めています。

具体的に、昨年度だったかと思いますが、大きい地震があったときに、本館の一部天井が崩れまして、そういった大きい震災があったときには、文化財施設に損傷がないかというのを検査し、それに対する対応を、補修工事等行っております。そのほかにも、今年度は一部文化財施設の中で雨漏りがありましたので、雨漏りの原因を検査して、そこも対応の修繕を行っております。

また、本議会の補正予算の中でも、神谷傳兵衛記念館における自動火災報知機の修繕が予算措置されているかと思いますが。そういった文化財施設の維持補修というのをやっているのが今の保存状況です。

次に、活用につきましては、現在日本遺産の認定を受けたことに伴って、国から交付されている補助金等を活用しながら事業を進めています。主なものだけ申し上げますと、まず周知の関係です。牛久シャトーを広く周知するというのを目的として、まず施設内にビジターセンターの設置を行いました。そのほか、日本遺産の動画を制作とウェブサイトの構築、小中学生の教材用の漫画にした日本遺産認定ストーリーの教材等をつくっております。来られた方、または日本遺産の施設に、より多くの方に訪れていただくということを前提として、園内の解説板の設置、多言語に対応した解説板の設置ですとか、あと多言語対応のパンフレット、ツアーガイド育成とモニターツアー等を実施しております。

このほかでは、茨城県での、文化財施設で国際会議等を誘致しようという取組を茨城県でやっております、それが茨城県のMICEというんですが、そのMICEでの活用等も模索をしております、県のサイトに一緒に牛久シャトーの施設をPRしていただいています。

あと、教育委員会のほうでは、小中学校の総合学習の中でも、幾つかの学校で牛久シャトーをテーマに取上げていただいている学校がありまして、牛久二小ですとか牛久一中のほうでは、もう現場等も見ながら学習に取りかかっているところがあります。さらに、今年度は牛久市内の洋菓子店の協力を受けまして、ワインを使ったケーキの開発等にも今取り組んでいるところです。

次に、3棟の管理者ですが、文化庁の届出上は牛久市になっていると思います。その管理を牛久シャトー株式会社に委託しているという形です。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。

財源のほうを確認したいんですけども、その修理とか補修に係るところは牛久市が持って、その先ほどのビジターセンターとかそういうのはワイン文化協議会ということで国のほうが持っているのか、ちょっとそこら辺の財源確認をしたいと思います。

それから、重要文化財に関しては、この文化庁に届出してあるというのは、例えば牛久シャトー、今後どうなるかちょっとまだ不透明なところありますが、牛久シャトーに委託しているわけですが、オエノンにもし戻るとなったときにその管理者がどうなるのか、この届出が何年間になっているのか、そういう期限があるのかということ分かればお示しいただきたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 修繕のほうの財源につきましては、所有者はあくまでオエノンホールディングスなので、オエノンホールディングスの財源というのがまず第一にあります。国のほうの補助金というのの活用も考えて修繕を行っておりますが、国のほうの基準で100万円の経費がかからないものは補助対象外になるというのをちょっと文化財課のほうからは聞いておまして、100万円を超える修繕工事費であれば国の補助金、あと県のほうに補助金を支出してもらえないかという協議を行った上で、残りの負担をオエノンと協議しながら、一部牛久市も負担をしているという形です。

ワイン文化日本遺産協議会のほうは、活用面で経費の負担をしております。こちらも基本的には国からの補助金を活用しての事業展開を考えておまして、全額をワイン文化日本遺産協議会が補填しているのではなくて、国費とあと裏負担分を協議会のほうで負担している形になります。

重文の管理者の届出なんですが、こちら詳細は文化財課でやっておまして、こちらでは詳細まではつかんでおりません。ただ、オエノンと協議をしながら管理者の変更届等も出しておりますので、今の状況が変わるということになれば、同じようにオエノンと協議をして何らかの変更手続等を踏んでいかなければいけないものではないかというふうには思っております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それから、この前の全協でも御説明があった中で、存続させるか、牛久シャトー（株）に関して、存続させるかどうか様々な検討をしてきたというお話だったんですけども、その様々な検討の中で、今回存続させると判断した一番の理由は何なのかというのをお尋ねしたいのと、もし存続させない、そういうこともお考えの中に、その様々なお考えの中にはあったと思うのですが、存続させないとした場合の市としてのロードマップというんですか、そういうものはどういったものを考えていらっしゃるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、牛久シャトーから提出された収支見込み、今回、現在のコロナ禍を受けて改めて算出された見込みとなりますが、こちらでコロナが収束すれば黒字化の見込みが十分にある、これは一度出された見込みを、何度か見直しを牛久シャトー側には求めまして、決して過大に見込むことのないように、見込み自体の作成は、数度の協議をしながら最終的に出たものです。その中でも、協議する中で、本当にコロナが収束した場合には、あそこの施設が単体で黒字化できるのかというのは何度も協議をしました。収束すれば黒字の見込みが十分にあるという見込みを立てているというのはまず第1点です。

次に、緊急事態宣言が9月で終了しまして、10月、11月、この売上状況というのも、毎月の数字というのを確認していきましたが、実際緊急事態宣言終了後は、今まで止まっていた客足が動き出して、ショップ、レストランのほうでは売上げが回復基調にあったこと、今時点でまだ観光業が動いていないという点では、シャトー側としても収益が100%回復ではないですが、

回復しつつあるというのは2点目。

さらに、現在取組を始めたばかりではありますがワイン醸造事業、こちらの、農芸学院様の協力等も受けて、今後ワインを牛久シャトーで醸造して売出していく準備が整ったという中で、こうした事業を全て終了することによる影響、そういったものを総合的に勘案した上での存続という御判断かというふうに思っております。

2点目は、存続させないとした場合のロードマップです。

一般的な回答になりますが、存続をさせないということになった場合には、牛久シャトー株式会社は資金ショートを起こしますので倒産、清算手続に入らなければいけなくなると思います。営業施設を直ちに止めて、裁判所等への申立てを行っていく。牛久市としましては、返還を含めて所有者のオエノンホールディングスのほうと協議に入っていく形になります。

正直、その後の流れというのは、その後オエノンがどういう反応をするかというところで変わってくる部分はあるかと思っておりますので、その後の部分というのははっきりお答えすることができません。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それで、この前のちょっと御説明の中に、閉鎖になった場合の市への影響というのを考えていくとおっしゃっていましたが、閉鎖になった場合の市への影響としては何をお考えになっているのかということ。

あと、また最終手段という御説明も部長のほうからあったと思います。この最終手段っていうのは、今回の2,000万円の補正と、あとは令和4年度当初予算5,000万円ということをおっしゃっていましたが、この補助が最終手段となるのでしょうか。そこら辺の確認をしたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 閉鎖への市の影響としましては、まず閉鎖、返還した場合、全協でもお答えしましたが、現在の賃貸借契約に基づきますと、返還協議をした場合には違約金の請求をされる可能性があるというのが第1点です。

第2点は、牛久シャトーの歴史の復活というのを考えまして、早期にワイン醸造を牛久シャトーの敷地内で再開したわけですが、6月に免許が交付されまして、1年たたずにその事業者が事業を終了するということになる、その免許の関係での問題が起きるのではないかというふうに考えています。牛久シャトーでのワイン醸造が今後できなくなるという可能性も危惧をしているところです。

次に、先ほどの最終手段という点ですが、これまで牛久シャトーを存続させるという前提に立った場合に、牛久市から財政的な支援は行わないという基本的な考えがありまして、これは三セクの経営健全化に関する指針でもありましたが、資金調達というのは第三セクター自らの責任において行うものというのは、こちらからも第三セクター側には伝えてまいりました。その中で、第三セクターが新たな資金調達をする方法が現実的になくなったといえますか、可能性が限りな

く低くなった、そういった意味での存続を前提とした場合の最終手段として市が支援するということになります。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。そうなりますと、その最終手段というのは、令和4年度の5,000万円が最終手段というわけではなくて、今後も銀行からの融資もしくは貸付けがとれない場合は引き続き牛久市が補助金なりの支援をしていくことも考えられるのかということなのです。そこをお伺いしたいのと、あと全協でおっしゃっていた、入口も大切だけれども出口も大切だというお言葉がありました。とても納得のいくお言葉だったと思います。それでは、その出口のタイミングというのはどこだと見極めているのか。令和4年度っていうお言葉もたしかあったと思いますが、その令和4年度のどこら辺を出口のタイミングとしてお考えになっていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、引き続き支援をしていくかという点ですが、現段階で、牛久市としましては、来年度、今年度の2,000万円と来年度の5,000万円ということを考えております。来年度、経営改善等を牛久シャトー、これまで以上にやっていただくこと、あと我々としてもオエノンホールディングスとの賃料の見直しが図れないかというところを先方にもぶつけていかなければいけないかと思いますが、来年度中に経営改善が図れない、またはコロナの終息が進まず、ますます例えばコロナの感染症拡大が進んでいった場合等は、今の計画と大きく変わることになるかと思っておりますので、そのときには事業の終了というのも含めて、来年度1年間でその判断をしていくことになろうかというふうに思っています。ですので、今時点で再来年度、再々来年度に補助を出す前提で今回の補正予算を組むというものではありません。

次に、出口というのは、そういった意味では来年度中というのが出口になるのかというふうに思っています。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、来年度1年間を見る中で出口が見えてくるのかということですが、この前の副市長の御答弁でも、経営が改善しない場合はその経営基盤をどうするか踏み込んでいくとおっしゃっていたんですが、そこら辺は、経営基盤というのはどういうふうなことをお考えなのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 順を追って申し上げますと、こういった2,000万円、5,000万円という言葉も出していると思うんですけども、そういった支援をして、それを支援してはいこれで終わりですということではないということで、要するに、先ほど説明がありましたように、もちろん経営改善には取り組んでいきますし、この経営の仕方、株式会社で経営始まったわけですが、これらの当然営利行為を行っていく上で、株式会社の裁量で、株式会社ですと公が関わる

と経営できないという批判もございますので、まるきり民間経営という形をとっていったということですが。

そういったものの、経営して行って、それが今回こういう状況になったということですので、その経営、その営利行為をやることには、そこから離れるということはない、要するにレストランとかその売店をやめてしまうというのでは、話は別になってしまいますけれども、あれを活用してお客さんに来ていただいて、みんなに重文とかを見ていただくっていう考えをすれば、その経営形態でいく部分だろうということは、株式会社の経営基盤といいますか、いろいろなものがあるとは思いますが、まずはあそこの今まで来ました重文、重要文化財そのものを、どういう扱いをしていくか。要するに、オエノンにそのまま預けておくのか、市が直接関わっていくのかとかって、そういった見通しを立てた中で、最終的にやったことの条件が整ってくると思うんです。判断条件です。今後どうしていくかっていう判断条件が整っていくと思うんです。いろいろな対策を打った結果が来年度には出てくると思うんです。その結果を見てどうするかを判断していくということです。要するに継続していくのか辞めてしまうのか、そういった判断をせざるを得なくなってくると、今年、来年です。今年度と来年度いっぱいであることを考えているということです。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 その業務改善に向けて、副市長は牛久シャトー（株）の監査でもいらっしゃるわけで、この前おっしゃっていたように会社法にのっとって公開できないものもあるけれども、副市長におかれましてはそういう内情も分かった上で、この2年間、1年半ですか、関して、どういったシャトー（株）に関して、監査委員としての業務改善を推進されてこられたのかというところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 監査委員ですので、今は役所の立場でお話をしていますけれども、監査委員として発言を対外的にするというのはなかなか厳しいものがありまして、なかなか簡単に言えないですけれども、感想程度ですと、私は経営についてはこのコロナ禍、コロナっていう条件があった中では、それなりにという言い方も失礼かも分かりませんが、頑張ってきたほうであるというふうに考えています。

ただ、直接コロナ禍において、会社としてどういう方針で、どういう手を新たに打っていったらいいかという、その手の気配りっていうか目配りはちょっと足りなかったのかという気はしています。そういう感じです。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ずっとこの長い間、第三セクターへの税の補填というんですか、公金の補填はしないという中で、全協で副市長が御答弁になったのは、私たちの見識不足だったというお言葉がありました。ただ、やっぱりその一言ではちょっと、私としては今まで言って、議会での答弁、繰

り返し補填はしないというふうな答弁をされてきた、その重みって言うんですか、議会での答弁の重みがあると思うんですが、それをただ一言見識不足だったってということでの見識は、私はちょっと不信感しかないところなんです。そこら辺はどういうふうに、その議会での答弁の重みというのか、お考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 見識がなかったというのは、おいおい説明させていただきますけれども、まず市として第三セクターをつくったってことは、責任がございます。その中で、第三セクターをどう運営していったらいいかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、公が関わってはろくなことがないという、民間に、経験もないのについて御批判があるわけですから、それはもう社長以下、市長も社長にならずに、ただ私が監査としては入っていますけれども、これ直接会社の経営活動には入りませんので、それはまあその辺でお許し願いたいんですけども、まるきり独立でやっていただきますっていう方針でスタートしたんです。

その中で、例えば皆さんから御質問があつて、苦しくなったらどうなんですか、いや補助金出しますよ、出資しますよって言ってしまったら、その会社自体がどれだけ営業努力をするんだろうという疑問が大いにありました。ですので、私は最終的に、こうなった場合にはなんとかせざるを得ない、要するにあそこ自体が重要文化財であるし、日本遺産であるし、公が関わる必要性がある、市民からの要望とかそういうのが、公が関わる必要があると判断したから会社を設立したんであって、ただのレストランとか物販をやった上に会社を設立したわけではないんです。それを設立して、あそこを維持していこう、そのお金でもって維持していこうという考えだから、株式会社でその利益を生んで、その利益であそこの施設全体を維持していこうという方針の下取り組んだという部分です。

その中で、そういうスタートしたにもかかわらず、先ほど申しましたけれども、補助金なり出資、あるいは職員を送り込みますなんて、そういうことは断じてできないということ、私は宣言してきたつもりです。ただ、今あそこを存続させるかどうかという判断を迫られたときに、いやシャットはもうなくなるじゃない、公の手から離れてまるきり民間主導であそこを、何て言うんですか、開発になるか何か分かりませんが、民間の考えであそこを維持していく、あるいはその部分だけ、重要文化財の部分だけ実施していくか、あとは開発してしまうとか、そういうような自由になるわけですから、そこを許すんですか、市民はそれを望んでいるんですか、出るんですかって自問自答したときには大分悩みましたけれども、一旦は保存していく努力はさらにすべきだろうという思いがあつたので、その部分、そういった最終的なこうなることを見込めなかった見識不足があつたということ、コロナが発生して、こういう事態が現実的に予測できたでしょうっていうことを言われてしまうと、その予測ができなかったので見識がなかったっていう発言をさせていただきました。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑がある方。市川委員。

○市川委員 よろしくお願ひします。

私、このシャトーのは大きく3つに分けられると思います。まず、日本遺産。そして、牛久シャトー株式会社。あと、オエノン。この3つのそれぞれの立場、これ基本的にこの2,000万円を出す、オエノンがまずどういうふうに使われているのか。

あと、日本遺産としては、これ甲州市との連携です。牛久市単独でこれもしこのようなシャトーの影響、甲州市にも多大なる影響を与えていくと思うんですが、その点はどう考えているのか。

あと、牛久シャトーという、この前の勉強会で、いわゆる酒税ですか、醸造免許の件を川口社長はおっしゃっていました。私がいなくてできないと。果たして本当にそのようなことなのかどうか、大きくこの3つについてちょっと質問をいたします。

○須藤委員長 プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず1点目、今回牛久市が補助金を出して存続させることについてオエノンはどう考えるかという点ですが、まず今回予算措置を行いますということをおエノンのほうに我々直接お話をしていないので、今回の2,000万円の補助をして継続させることについてオエノンはどう考えているかというのは、すみません、今の時点で分かっておりません。

ただ、今回議会が終わった後に、結果も踏まえてオエノンのほうに訪問する形で、今、日程は調整しています。また、これまでオエノンのほうでも牛久シャトー株式会社の経営が厳しいということは、情報としては把握をされております。当然去年度の決算資料等も、正確な数値ではありませんが、オエノンのほうでは赤字がどのぐらいだったかというのは把握しておりまして、何度か協議をする中で、牛久シャトー株式会社の存続、経営を立て直すのにオエノンも協力してもらえないかという話はしておりますが、オエノンのほうから新たな出資ですとかそういった面での協力をする予定はないという回答を得ているところです。

2点目が、日本遺産、甲州市に影響をどう与えるかという点ですが、先ほど返還した場合の影響というところで、私1個申し上げるのが漏れてしまったんですが、牛久シャトー株式会社が倒産した場合、その後の考えられるケースとして、日本遺産の返上というんでしょうか、というのが最終的には考えられるかだと思います。それは、牛久市からではなくても、オエノンホールディングスのほうで日本遺産の冠をつけてそこを維持するのが困難だという判断がされれば、オエノン側からも日本遺産を返上したいという話が出てくる可能性もあるかと思っています。そうなった場合には、甲州市にも大きい影響が及ぶのかというふうには思っています。

最後、シャトーの醸造免許の部分で、先日の勉強会で川口社長しかできなかったというお話ですが、川口社長の御発言の意図としては、醸造だけではないんだと思います。牛久シャトー全体を川口社長ほど理解している人はいないという、そういった意味での発言だったというふうに私は捉えました。それは実際に、事実であろうとは思っています。

醸造部分だけに限ってお答えしますと、牛久シャトー株式会社が倒産した場合には、当然今の醸造免許というのは返納されることとなります。その後、もう一度あそこで醸造免許を取得できるかという点では、これももちろん税務署に諮ったものではないんですが、そのほかの例等を見ますと、この後免許、あの場所におろすというのは大変ハードルが高くなりまして、今後牛久シ

ャトーでの醸造ができない可能性もあるというふうに伺っているところです。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 今のお話聞いていると、大変オエノンが虫がいい話だというふうに、普通に、一般常識的には考えられますよね。

これ市としてオエノンにまだこの2,000万円の話はしていないというのは、大変ちょっと私ははてなと思ってしまいました。やはりオエノン自体にも責任は、オエノンが要するに利益が出ないから撤退した、簡単に言っちゃえば撤退したのに、それは分かっている中で、あえてその2,000万円の経営安定化が出てくるのに対してはちょっと無責任ではないかと、オエノンとして、一般市民はそういうふうにとると思います。

あと、シャトーの今の醸造免許は牛久シャトーに与えられているものなのか、それとも個人なのか。会社に与えられているということであれば、じゃあ誰かがそれを引き継ぐことも可能だと思うんです。やっぱり酒税法等々の関係もあると思うので、仮に今、先ほど山本委員のほうからの質問の中でも、お尻を決めたっていう形で来年、再来年度、いわゆる延命した場合、じゃあ社長が責任をとって退陣をいたしますと、その場合は、醸造免許は牛久シャトーとしては残るといふふうに判断をしていいのでしょうか。

また、日本遺産で、甲州市との兼ね合いで日本遺産の返上ということですが、これ今まで日本遺産をとるに当たって、大変いろいろな政治的な背景だとかもあったと思います。あと、もちろん市民感情、そこら辺すごくどのように説明をするのかっていうのが甚だ難しいと思いますが、そこはいいとして、まず今のその醸造免許の点と、オエノンの責任感というか、もう少し牛久市として強くそれが言えないものなのかどうか、ちょっとその点についてもう一度お聞きします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず1点目、社長が退陣した場合残るのかという点ですが、醸造の免許というのは牛久シャトー株式会社に与えられているものですので、牛久シャトー株式会社が無くならなければ免許というのは残るかだと思います。なので、先ほどの御質問では、社長が変わられても、牛久シャトー株式会社というのが残っていれば、免許としては残るものです。

ただ、免許の承継というんでしょうか、別会社への承継は恐らくできない形になりますので、牛久シャトー株式会社がなくなった場合には、例えばその後にA社というのがすぐ入ったとしても承継はできません。取り直しになります。

次に、オエノンの責任ということなんですが、我々オエノンを訪問したときに、協力いただきたい部分については協力してくださいというをお話をしておりますし、オエノンのほうでも社内で持ち帰っての回答をいただいているところですが、今回の牛久シャトー株式会社の経営が苦しくなったことに対してのオエノンの支援というのは、オエノンはそれをやらなければいけない義務ではないというふうに自分でも認識をしています。あくまでオエノンののはあそこの土地を持っているオーナーになりますので、そこを借りている者の経営に対してオエノンが支援をしなければいけないというものではないのではないかと考えています。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 牛久シャトーに醸造免許を与えられているということで理解しました。

ということは、牛久シャトー自体の会社の醸造権というか、それを残すことは可能だということですね。別にやる方が、ほかの方が引き継いでも全然、牛久シャトーという名目上が残っている分には、ペーパーカンパニーでもなんでもそれは存続できるということで理解をしいいんですね。

ただ、あとオエノン土地を貸しているからというふうな感覚ですけども、もともとは一体型であそこでやられていた。自分たちの経営的にもうそこは手放さなきゃ成り立たない、あとはもう牛久市とシャトーでやってくれっていうのは甚だいかなものかというのは、それは市民に対してその説明の付け方がすごく難しいんです。もう一体だと思っちゃっていますから。いわゆる経営努力、今までの、オエノンが、ちょっと前にも話出しましたけれども、神谷バー自体ともう牛久シャトー自体はそういうの中で全然、全く別物だから応援をしないみたいな話も聞きましたけれども、もともとは同じグループだったところが、あまりにもそれはないんじゃないのかというのがすごく感じるところです。

いわゆる茨城の中でも、飲食店として成功している会社は多々ありますので、川口さんにもちょっと話はしたんですが、シャトーとしてはもうアルコール一本に絞って、レストラン等々の経営はもっとそれなりのプロがいらっしゃいますからそちらにお任せして、分離形態でもう少し検討していくというふうな、その今後の展開を踏まえて、お尻が来年、再来年の3月いっぱい牛久市としても考えていくということであれば、もう少し経営面のところに強いアドバイスを、強い指示系統を出して言ってもしかるべきだと思うんですが、これ最後の質問になりますけれども、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分開議

○須藤委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 飲食店の成功例、今おっしゃられたアルコールに絞ってレストランは委託をしていってはどうか等も含めて、今後の牛久シャトーの経営面では、牛久市、出資者として進言をしていく形しかとれないかと。強制的にこうしろっていうのは、経営のプロにお任せしてあそこの運営をしている形になりますので、様々な提案をしていって、よりよくなるようにというふうにしていきたいと思っています。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ほかに。伊藤委員。

○伊藤委員 今回2,000万円、また来年度5,000万円ということで、7,000万円の

補助をしまして、1年間強を続けていけたとしましても、1年後にまた結局駄目になってしまったら、また市とシャトーの賃貸借契約の問題、またその後どうするかといった問題がまた発生してしまうと思うので、その7,000万円でいかに経営を改善できるかというところだと思うんですが、その7,000万円、経常経費、家賃だとかそういった経費、今支払っていませんでしたけれども、その他も様々な経費がかかっているかと思います。そういった中で、投資的な経費に回して行って経営を改善するといったことが可能なかどうかお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 牛久シャトーの経営を来年度以降どうやって行っていくかというところになるかと思いますが、仮に今回牛久市の補助金が、結果的に収益が改善される投資的な意味合いを持った事業に充てられたとしても、それで経営が改善される方向に行くのであれば、それは充当を制限するものではないと思っています。

以上です。

○須藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 投資的な経費に充てるのは好ましくないというより、むしろもし認められるのであれば充てて行って、経営を改善するということが重要だと思うんですけども、そういった余裕があるのかどうか。固定費に充てられて、それで終わりなのではないかとも懸念されるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 これまで牛久シャトー株式会社と経営について協議する中で、現在の牛久シャトー株式会社においては、自社での大きな投資といいますか、例えばですけれども、森の部分例えば切り開いて子供が遊べる場所にするとか、新しく、例えばですけれどもドッグランを造るとか、今の利用と大きく変える形にする場合には、牛久シャトーとしては自社でやるのではなくて、それを敷地内で運営している民間企業を引っ張ってきて、その民間企業の資本でやっていきたいというふうに考えていらっしゃいましたので、今時点でもあそこを大きく投資して新しい事業をやるというときには、それを実際に運営する民間企業を引っ張ってきてというのをお考えだと思います。

川口社長とお話をする中では、そういったことも牛久シャトー側では模索をしているということでしたので、今御質問のありました投資というのが、何らかの形態を変えて新しく収益を得るものをつくり出すという意味であれば、まず第一に考えているのは、別な民間企業をあそこに引っ張ってくるということだと思います。そのほか、例えばですが、今回ワイン醸造、ビール醸造を再開するに当たって、施設の改修ですとか、あと効率よくワイン醸造ができるようにということで、設備等も入れ替えたりはしております。そういったものも広義で考えれば投資にはなると思うんですが、そういった部分にも今回の補助金は充てていただいても、それは構わないことなのかというふうには思っています。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑……長田委員。

○長田委員 よろしく申し上げます。

そもそも株式会社牛久シャトー立ち上げには多くの嘆願書が、皆さんの嘆願書がきっかけでもあったと思います。そのときに、牛久市議会としても決議案も出していますので、やはり牛久シャトーの存続というのは、牛久市民にとっては大きな願いの一つでもあることは、やはり一番重要なことだと思うんですが、今回一番大きな要因となったのが新型コロナウイルスだとももちろん思っているんですが、その国からの支援として、このコロナウイルス関連の補助金に関してはほとんどが中小企業宛てのもので、第三セクターには当たらない、補助金がもらえないものばかりだったんだと思うんです。そういった中で、シャトーも金融関係、回って、融資も求めたというお話は川口社長のほうから聞いたんですけれども、やはり会社、普通の会社ではなく第三セクターということで、なかなか融資が受けられないという事実があるわけですが、やはりその内容を、この2,000万円、次5,000万円ありますけれども、その内訳というか、どうしてこういうふうに至ったのかを、嘆願書これだけいただいているわけですから、市民に周知する必要があると思うんです。その辺の、こういうふうに至った経緯について、こういう理由があるからこういうのになったっていうことを市民にどういう形で周知するおつもりがあるのか。

また、先ほどもお話で出ましたけれどもオエノンとの契約、もともとの契約が、違約金の部分だったり、すごく長い期間の契約になっていることが多いと思うので、こちらは契約を大家として結ばせていただいている立場ですけれども、市としてお願いをして、再契約であったり、こういう状況なので、賃料の見直し等をお願いするべきだと思うんですけれども、その辺についてのお考えをお願いいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず1点目の市民への周知という点では、まず牛久シャトー株式会社のほうでもホームページ等ありますので、そういったところで牛久シャトーの情報を積極的に発信するよというの、以前から三セク側には求めておりますので、そちらでも市民に向けて分かるように、これからもシャトー側には働きかけていきたいと思っています。

あと、牛久市のほうからの市民への周知という点では、広報誌等を使いまして周知のほうを庁内でも検討しながらちょっと考えていきたいと思っています。

2点目のオエノンとの契約なんですが、御指摘のとおりでして、実は庁内でも以前からそういった見直しを図らないかという指示は受けておりまして、今年初めか早いうちから実は見直してほしいという協議はしております。オエノン側でも社内でそれを検討はしてくれておりまして、一応今お互いに考えているという状況ではあります。今後も賃料を下げてほしいという協議は引き続き進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時09分開議

○須藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

質疑のある方、挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員 今皆さんの質問を聞いておまして、そのとおりだというふうに思っています。

この牛久シャトー株式会社設立に当たっては、利益が今まで赤字だったという、オエノンを経営するキヤノン、それからショップとかもあったと思いますが、そういうオエノンが撤退した理由が、やはりそういう飲食のほうからの赤字ということが大きな理由だったというふうに理解をしています。

そういう中で、牛久市がシャトー株式会社を設立して、このシャトーの管理運営を牛久シャトー株式会社に任せたという、大変広大な敷地の中で、植栽管理も含めて大変な、大きな管理ではなかったかというふうに思います。そういう中で、やはり今回全員協議会で2,000万円の補助、そして新聞報道でもう既に来年度5,000万円という、まだ私たちには、そのときに初めて私は知らされたわけなんです、そういう補助の既定路線がもう既に執行部のほうにあったということは大変遺憾ではないかというふうに思っています。

たしかに牛久シャトーというのは市民の憩いの場でもあったし、残してほしいという2万を超える嘆願ですか、それからそういう団体からのそういうものもあります。しかし、私たち議会としては、本当に市民の税金がこういう使われ方をするのがいいのかというところの視点でやはり考えていかなきゃいけないと思っています。特に第三セクターというのは大変経営自体が難しいということでは、ここに市の責任というのが大変大きいというふうに感じますが、その辺の、市としてはどういうふうに今回の問題を考えているのか伺います。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 先ほどちょっとその辺は触れさせていただいたつもりなんですけれども、まずもって皆さんがよくおっしゃいます、その株式会社オエノンがそもそも赤字で撤退したのに、その後会社入って、その後株式会社も入って黒字になるのかっていう疑問をお持ちであり、当然それはならないだろうというふうに考えているっていうことをおっしゃるんですけれども、当時私が関わっていた範囲ですけれども、オエノンは、これは本当に内部情報ですのであまり公にしちゃまずい話でしょうけれども、オブラートに包んだ形で申し上げさせていただきますと、それなりの要因があったということです。一部川口社長も言っている部分があるかと思うんですけれども、その赤字の要因はあったと、それを第三セクターで運営することによってその要因を取り除けば黒字化できると。なおかつ、おっしゃっているように、あそこは広大な敷地の、植栽管理とか電気代とかいろいろ運営の経費がかかりますけれども、それをもって補えるという話でした。現実にスタートして、そのいいときばかりを見てっていう批判を受けるかも分かりませんが、今回のコロナの中であって、コロナが一時期終息したように見えて、GOTOイートとかGOTOトラベルとかがなった時点での会社の売上げを見ていますと、それも可能となるような売上げがあったということでございますので、当時そんなに、100%間違っていたっていう判断ではなかったのかっていうふうに思っております。それはあくまでも想定です。想定でそういう事業計画なり資金計画を見た中でやっていけるっていう判断を当然したわけなんですけれども、

結果こうなっているのではないかっていう部分は、確かに先ほど言ったように見識がなかった部分で、こうなることが、細部まで要因を見て、赤字になってしまうという部分を見込めなかったんだらうって御批判は、それはそのとおりだというふうに思っておりますので、その部分においては責任があるというふうには考えております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そのときに、全協のときに5,000万円という数字が出たんですが、これの数字の根拠は何でしょうか。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 それは、皆様方にお示ししております事業計画、これは全協のときの資料ですね。11月22日の全協の資料で、創業2年目って一番下にあるかと思うんですけども、創業2年目の一番下です。表です。表の下にあります、それがマイナス1,636万4,844円で、創業3年目、マイナス4,560万4,000円という、ここを大括りにして2,000万円と5,000万円という形で申し上げているということでございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この数字自体が、非常に出された数字が本当にどうなのかというのは、これはまだきちんとした精査を私どもしておりませんが、なかなかあのときにちょっと伺ったのでは、人件費の問題が非常に私大きいというふうに感じたわけなんです。

あそこをそもそも立ち上げたときに、人件費を、川口社長が、当初のときにやっぱり30%から35%という、そういうお話もされていた、私のメモなんですけれども、ある中で、今現在総売上げから人件費を大体算出しますと、50%を超えているんです。経営健全改革の中にも、従業員たちには10%の削減という、そういうお話も聞いています。では、責任者である社長ないし取締役の方たちはどうなのかという質疑にも、同じように10%だと。そういうところでは、本当に責任というのかな、そこに全部責任を負わせるつもりはありませんが、経営の責任者としてやはりもう少し深刻に、慎重に考えていただきたいというのがこの間の社長との話でした。そういう経営者の改善の中で、今2,000万円、5,000万円をこの中で出していくのが妥当なのかどうか、その辺は大変考えなきゃいけないというふうに私ども考えております。

それで、それがなければ倒産という、一気にいくということではないかと思いますが、例えば2,000万円を今回補助金として交付しない場合はどのようなことが想定されるのか。先ほどちょっと山本委員とのお話もありましたけれども、そう単純ではないと思うので、その辺ちょっともう一度伺いたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 これまで御説明してきたものと答え変わりませんが、2,000万円の交付ができなかった場合には、牛久シャトーは資金ショートをします。現時点で我々がシャトー（株）から聞いている限りでは早くて1月。資金ショートをした場合には、先ほども申し上げたとおり、株式会社の清算手続、倒産の手続に入っていくこととなろうかというふうに

思っております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 牛久シャトー株式会社の大株主は牛久市なんですよ。ですから、牛久市と牛久シャトー株式会社の間には何かの取決めというか、そういうものというのは話されているのかどうか。その辺はどうなのか伺いたいと思います。

牛久市が9,500万円出資しての会社だということでは、牛久市の意向というものが当然その中に入るのではないかと思います。その辺までは考えているのかどうか、それを伺います。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分開議

○須藤委員長 再開いたします。

経営企画部長。

○吉田経営企画部長 経営企画部吉田です。よろしく願いいたします。

そのような取決めのほうはございません。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 基本的には10ぐらい質問がありますので、それに基づいた答弁もあるので相当の時間がかかるかというふうには思うんですが、御答弁をお願いしたいと思います。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分開議

○須藤委員長 再開いたします。

○利根川委員 今までの議論を聞いていると、これまで市の方針というのは、赤字になっても牛久シャトー株式会社には支援をしないということ、それがころり180度変わったわけですが、考えてみるとこんな楽な会社ないですよ。赤字になった、資金ショートする、では牛久市が出します。誰が責任を取るんですか、これ。全くこんな楽な会社経営は、私はないと思う前提で質問をします。

今回の補正予算で、経営安定化補助金と言われておりますけれどもその使い道、これまで全協と議案審議、そしてまた社長の説明なんかで、全くこの2,000万円が何に使われるのかというのが、私が判断する限り分からないと。この2,000万円、市としてどの程度その使い道を把握されているのか。それと、今後約3か月、この3か月で経営が安定する計画というものは、牛久シャトー株式会社のほうから出されているのかどうかお尋ねします。

それと、もう一つは、この2,000万円の補助金の申請です。これは牛久シャトー株式会社

から正式に申請があったのかどうか。それはいつ頃あったのかどうか。当然2,000万円の補助申請があれば、その使い道について計画、当然出される必要があるというふうに思います。当面この2つ御答弁してください。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分開議

○須藤委員長 再開いたします。

創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず1点目、使い道は何かという点からお答えします。

補助金の支出に当たりましては、牛久市にある規則ですとか補助金に関する基本方針、コロナに基づいて支出を行う予定としています。基本方針の中では、人件費の場合には、補助事業に直接関係すると認められるもの以外の充当は原則認めないという方針が打ち出されていることから、充当先として、まずは人件費の充当ではなくその他の管理費等そちらの経費に充当するということを前提に考えています。

2点目が、補助申請があったかという御質問ですが、こちら牛久シャトー株式会社から補助申請は上がっておりません。

以上です。

○須藤委員長 答弁が一つ漏れておりまして、経営安定化のための補助金で、3か月の間で経営安定化の取組ができるのかということを利用委員質問されているので、その点御答弁ください。

○椎名創生プロジェクト推進課長 3か月で経営安定化が図れる計画というのは提出されておりません。

今時点では、今後黒字化するまでの、何年かかるかという見込みが提出されているわけでありまして、今回の、今年度の2,000万円の補助、あと来年度も一部牛久市からの支援をしながら、今後黒字化が図れるかどうかというのを来年度中に見極めていかなければいけないというところで考えております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 株式会社に出資するのに、シャトー株式会社から補助金の申請はなかったと。3か月の経営安定化についてもなかったと。

どうしてこの2,000万円というお金が出てきたのか、今の答弁では全く分からないですね。その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 こちらは、牛久シャトー株式会社から収支計画が提出される中で検討してまいりました。一般質問の中でも恐らくお答えがあつて、同じ答えになってしまうかもしれませんが、牛久シャトー株式会社から経営計画が提出されて、このままでは資金ショー

トする、牛久シャトー株式会社において自己の資金調達も厳しい状況になった、その中で、では牛久市としては何ができるかという検討を行っております。支援をするとしても、出資なのか貸付なのか補助金なのか、そういったことを検討する中で、最終的に補助金しかないという結論に至りまして、予算措置を行ったものです。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうすると、この経営安定化補助金というのは、シャトー自らが市のほうに直接要請したものではないというふうに私は判断をしました。

それと、シャトーのほうから出された収支状況、特に売上げ計画なんかを見ていますと、創業2年目というのは今年度です。先ほどの話ですと何か1,700万円という、約1,700万円と言っていましたけれども、1,636万4,000円。で、創業3年目。これは5,000万円の補助金を入れて4,560万円の赤字。創業4年目が1,400万円の赤字。創業5年目が1,400万円の赤字ということで、これから、今年度を含めて4年間全て赤字になっています。来年度は5,000万円を補助する、それで判断すると言っていますけれども、実際にシャトーから出てきたのは、それ以降も赤字になっているんです。ここら辺のところをどう考えて今回の2,000万円の補助金を出したのかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、来年度5,000万円の補助をするという形で、それを当初予算に入れるということであるわけですが、こここのところの見通しというのが全く分からないんです。これも、今までの幾つかの答弁でいくと、全部牛久市で、言ってみれば適当に試算したものではないかというふうに思うんですが、この5,000万円の補助で経営が安定化するのか。シャトーのほうから出たこの試算に基づくと、安定化をするとは思えないんです。ですから、そこら辺のところをお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 今年度の2,000万円、来年度の5,000万円、それで今の計画に基づきますと、令和4年度末まで牛久シャトー株式会社は営業を続けることができます。その間に打てる手を全て打って、今牛久シャトーが出している計画では令和7年度でないと黒字ができないというふうになっていますが、これが黒字化できるタイミングというのは前倒しできるのか。または、そもそも前倒しできず広がってしまうのか、それを来年1年かけて見極めていく、そういう意味での今回の補助金というふうに考えています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 今回の2,000万円の補助金の使い道が分からない。これ先ほども答弁出て、これはもう人件費には充てないと。シャトーのほうから出されている人件費の金額を見ますと、1か月約600万円を超えるわけです。そうしますと1,800万円です。2,000万円ということになりますと、この赤字の1,600万円という形は、これは人件費も含めての赤字だというふうに思います。ですから、これを単純に見ますと、人件費のために2,000万円出

すんではないかというふうに考えるわけですが、しかし担当のほうではその人件費ではないということを行っています、それではこの間の勉強会のときに社長にも質問しましたがけれども、借金はどのぐらいだということを行いましたけれども、答弁をしていないんです。ある程度こちら辺のところは担当課のほうで把握しているのかどうか。把握しているならば、例えばレストランでの食材の仕入れ費用、ショップでの仕入れ費用、そしてまた先ほどから出ています植栽費用の委託費用ですか、これらを含めて、やはりある程度明らかにしないと、この1,600万円の赤字のお金が、これまで支払いをしなければならぬものに支払っていくのか。そしてまたこれから3か月の仕入れに対して補助金を出すのかどうかということが、全くこれまでの質問に対する答弁では明らかになっていない。だから、先日も言いました。どんぶり勘定だと。このような会社経営の中で牛久市の2,000万円という貴重な税金、そして来年度は5,000万円という税金を投入するという。これは、市民は納得できないと私思いますけれども、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 牛久シャトー株式会社のまず借金の状況ですが、こちらについては昨年度の、令和2年度の牛久シャトー株式会社の決算報告書、基本的にはこの数値での借金の額しか把握をしておりません。

○須藤委員長 傍聴席は静かにしてください。

創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 失礼しました。

借金というのを私負債の額でお答えしてしまったんですが、資金、現金のまず借金という点では、牛久シャトー株式会社側では借入れを行っていないので、そういった意味での借金はまずありません。仕入れに伴って、売掛金という額は、毎月牛久シャトー株式会社から月締めした資料というのをいただいているので、こちらで数値としては把握をしております。

最後に、人件費には充てないという、先ほどの補助金の件ですが、こちら先ほどお答えしたとおりでして、人件費でなく今年度の牛久シャトー株式会社の人件費を除いたそのほかの経費を充当事業として考えております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 今年度の仕入れ、どのぐらい仕入れてどのぐらい支払わなきゃならないのか。そしてまたその支払いはどのぐらい遅れているのかっていうことも分からないで2,000万円の補助金を出すなんていうのは信じられないです。何のための赤字なのかっていうことも明らかになっていないですね。ですから、昨日、おとといですか、社長の答弁ですと、食材とオエノンからの仕入れだって主に言っていましたけれども、そこら辺のところははっきり、オエノンからの仕入れ額はどのぐらいなのか、ショップのほうもオエノンでしょう、あと食材関係、肉なんかはいい肉使っているとか言っていましたけれども、そこまで具体的に言っているのに、なんでその、どのぐらいの買掛が言えないのか。それと、植栽の大きな金額ですよ。これについても支

払いは滞っているのではないかと。これに充てられるのではないかというふうにはちょっと考えざるを得ないんですが、この2,000万円の、これまで経営してきた中での支払いというものをどの程度把握しているのかお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、今時点で、牛久シャトー株式会社で支払いが滞っているものというのは、こちら滞っているという意味ではないという認識です。ただ、仕入れの場合というのは、今月仕入れたものが翌月の支払いになる。その翌月の支払額というものでは我々も把握をしています。

先ほど御質問の中で、例えばいい肉を仕入れている、じゃあその肉は幾らで仕入れているのか、その点については、牛久シャトーからも資料としての提供は、数値の提供はありません。というのは、牛久シャトーのほうではやはり営利を目的としていますので、幾らで物を仕入れて、幾らで、お客様単価というのが大体幾らなのか。そこで幾らの収益を生み出しているかというのは、レストランですとかショップを経営する上では、絶対にほかには漏らしてはいけない情報の一つであるというふうに言われておまして、我々でも、例えば何回か、今までに同様の資料を求めたことはありますが、こちらについての情報は開示しないというふうに言われておきます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これ、個別の金額を聞いているわけではないです。レストランで経営する食材は、例えば9月、8月、7月、そういったものの買掛です。そういうものの負債があるのではないかとということをひとつ聞いています。

それと、ショップのほうです。このショップのほうからお土産は仕入れているということでしたよね。これはどのぐらいなのかということで、これが滞りなく支払いをされているのか。

また、一つ大きなのは、植栽です。これを、植栽を委託していると思うんですが、これに対する費用、どのぐらい支払って、例えば残っているのかどうか。こういうところが分からなければ、その2,000万円の使い道すらわからないと。人件費に使わないということですし、経営を安定化させるというものは、一つには借金として残っているものをゼロにしなければならないと。それを2,000万円で、来年の3月までチャラにできるかどうかということ。シャトーのほうから出されている今年度の1,636万4,844円の赤字というもの、これ約400万円近くプラスアルファしていますから、それでペイするような考え方で、牛久市はシャトーから要求もされないで出したというふうに判断をするんですが、そのところもう少し詳しくお願いします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 全然要求も何もされていない中で、牛久市が勝手に決断したというような趣旨かとは思いますが、補助金の申請が出ていないっていう御質問に対して、補助金の申請が出ていないという答弁をさせていただきました。

協議をしているのかしていないのか、今後株主としては、出資者ですので、株主としてどうしていくんだろう、会社としてはこういう状況なんだけれどもどうにかならぬか、どうにかして

くれないかという協議は大いにしているということです。ですので、その中で把握した事項に基づいてこの補助金2,000万円を決定して議会にお示しして、議決をいただきたいというような流れの中で行っているということです。ですので、この2,000万円がいい加減に出てきた数字であるとか何とか、先が見通せない中で、これが先ほど言いましたけれども100%の数字なのか、それは確かにおっしゃるとおり100ではありません。いい加減だろう、忘れろ、確実だからってという答弁ができないんではいい加減だろうということをおっしゃるんでは、それは、そういう意味ではいい加減かもしれません。ですが、私たちはあるべき条件、諸要件、諸条件を最大に見た中で、この2,000万円を出せば今年度乗り切れると。来年5,000万円を乗り切れる。その2年の間に、今後どうしていくか。ただ単にしているのではなくて、できることを全てやって、1年ちょっと後に、そのやった結果が出ますので、それを見て先、当初この株式会社が出発したときと同じように、最初は赤字かもしれないけれども、この状況でいけば黒字になって、この議会の皆さんの決議もありますけれども、平成30年に決議して支援すべきだという機関としての意思も決定しているわけですから、それに基づいてやったものを市は実現していこうとしているということでございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 さっきから言っているように何に使われるか分からない。また、2,000万円の補助金の申請も出ていない。こういう補助金の出し方っていうのは、地方自治体として信じられないですよ。地方自治体の予算運営というのは単年度決算で行われるわけであって、何に使われるかというものははっきりしている。そして、予算が余れば減額補正をするなり、足りなくなれば増額補正をするということ、これはもう明確に地方自治体の経営というのは地方自治法で決まっているわけです。一株式会社のその経営について、申請もない、何に使われるかも分からない、これを認めろっていうほうがもうちょっと理解できないし、それとシャトーのほうからこれ出されたんではないかと思うんですけれども、収支状況だって2024年、これから3年以上赤字で出てくるんです。これどうやって判断をして、4年目以降黒字になっていくんですか。こういう説明も全くない。それどころか、この経営の責任という問題ですよ、最高責任者。社長です。私は以前社長に聞きました。何らかの問題があれば社長が責任を取るのかと言ったら、最高責任者だからそのつもりだというふうに答弁しました。これについて、執行部はどのように考えているのか。

それと、責任問題でいけば、この間の学習会でも川口社長は、社長は10%、従業員も10%。役員の最高責任者の責任だという答弁だと思えないんです。それ以前の何らかの問題があった場合は自分が責任を取るというような答弁をしているんです。それを、私はその10%程度ではおかしいんじゃないかと言ったら、彼は答弁したか、返事しなかったですよ。もう全然、おかしいです。この辺のところですか。どのように考えるのか。

それと、答弁が9月以降180度変わったわけですか。執行部の責任はどういうふうに考えているのか、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、社長の責任ということですが、牛久市としましては、今回の赤字の最大の要因はコロナによるものであること。これまで出資等を募る中で、民間企業と意見交換をする中で、今の経営状況では社長の交代を考えてもすぐに引受け手は見つかりにくいという意見が民間企業側からあったこと。あと、先ほども申し上げましたが、9月でコロナが、一旦落ち着きを見られた後、10月、11月というのは収支の改善傾向があったこと、これと並行して、ブドウ栽培等の取組も行っていること。進んできていること。こういった状況から、まずは牛久シャトーを存続する上で、川口社長での、まずは牛久シャトーの存続を最優先として考えております。

あと、牛久シャトー、3年で赤字が黒字になるのかという点につきましては、こちら先ほどとお答え一緒になりますが、今年度、来年度の2か年の補助金を支出しながら、その中で状況を見極めていく形になるかと思えます。

以上です。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 執行部の責任という部分でございます。今話をしております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 話合いの問題じゃないでしょう。2,000万円の何だか分からない、何に使われるか分からない補助金出すのに、その補助が議会で決まったら検討すると。そんな話では市民だって納得しないですよ。これから検討するって。じゃあ、議会で言われたから検討するっていう話でしょう。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 そういうことは私一切申し上げておりませんので、誤解なきようお願いしたいと思います。

それで、この件に関しては、全協でもお話しましたとおり、言っています。それに引き続き、私は今話合いをしているということでございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 議会で議決されてから決まるのね。分かりました。牛久シャトーと同じような感じだわな。いいです。

それと、5,000万円出して、それ以降は黒字になるというような試算を担当課のほうではしたようですが、この収支状況を見ますと2023年、創業4年目、5年目、毎年1,400万円の赤字なんですよね。こういうことを加味されて、創業4年目以降は黒字になるというような判断をしたのかどうか。

それと、令和4年度以降の家賃です。これは当然含まれているというふうに思います。しかし、これまでの3年間の家賃猶予、これは返還をしてもらうということに間違いはないでしょう。それ

がいつから返還されるのかどうか、そのような計画についてどうなのかお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、先ほど5,000万円の来年度の補助金を出して黒字になるという試算を担当のほうではしたということでしたが、私のちょっとお答えの仕方が悪かったのかもしれませんが、5,000万円を出すことによって3年度目以降黒字化するという試算はしていません。今年度、来年度の補助金というのは、それを支出しまして、来年度1年間でその後の経営がプラスに転じるのか否かというのを見極めながら、またプラスに転じるための策を練る期間というふうに考えております。

次に、家賃についてですが、昨年度の家賃は猶予をしております。免除をしている形ではありませんので、これについては牛久シャトーの経営状況を見ながら、家賃を支払える状況になってからにはなるかと思いますが、分割の形でも牛久市のほうに家賃分はお支払いいただくというのを前提に考えています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうすると、今年度は家賃を払ってもらえる状況にあるというふうにちょっと今の答弁だと判断するんですが、それでもこれは計画でいくと4,500万円の赤字になっているんです。これで幾らかでも支払えるような状況になっているのかどうか。先ほどの、2,000万円の補助金が何に使われるか分からないのにちょっと判断をしづらい。

それと、4年以降、2023年度以降は家賃を当然猶予しないわけですよ。猶予しない、5,500万円もらうわけですよ。そういう中で、4年、5年は1,400万円の赤字、この赤字というのは市のほうが試算したわけではなくて、シャトーが試算したわけですよ。これで赤字というものが明らかである、これはどうするのかという問題。

先ほどからお答えをいただいている、今回の補助金のある程度決め方というのは、創業2年目、今年度です。1,700万円等の資金ショートがあるということで2,000万円つけた。で、4年目以降1,400万円の赤字になる。シャトーがこうやって試算しているわけですよ。これ1,400万円の赤字ということは、資金ショートにならないんですか、これ。そういう判断をしているのかどうか。5年目以降もそうです。6年目以降はこれが全部解消できるということで、これは、先ほどの答弁からだ、何を言っているか全く分からないんです。本当、これこそどっぷり勘定って言うしかないんです、この牛久シャトー株式会社。それが元になって牛久市が何を使うか分からない補助金を2,000万円も出すということがちょっと納得できないので、今のお話についてもう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

それと、先ほど言ったその家賃、これはもう4年目以降から、全額ではなくても確実に支払いをしてもらえるということも、この赤字の額に入っているのかとか、その点をお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、家賃の関係です。

すみません、私の回答の仕方がまた悪かったのかもしれませんが、今年度は払ってもらえるとい

うようなことを今御質問でいただきましたが、そういった意味でお答えしたわけではありませんでして、今回牛久シャトー株式会社の経営状況を見ますと、今年度も猶予せざるを得ないかというふうに考えております。それは全協資料でもお出ししましたが、創業2年目のところ、今年度の営業収支は家賃を含めるとマイナス1億1,000万円になる。その状況で家賃の支払いを求めるのではなく、今年度も猶予という形になる可能性が高いかというふうに思っております。

次に、2023年以降家賃は猶予しないだろうという御質問、4年からは徐々に支払いをしてもらえるだろうという御質問ですが、こちらも牛久シャトー株式会社の経営状況を見ながら判断をしていくしかないというふうに考えております。今の牛久シャトー株式会社の見込みとしては、令和5年度で、家賃を含めるとマイナス6,400万円になる。この状況の中で、家賃を仮にですが全額払っていただくことというのは、現実的に難しいかと思っておりますので、来年度1年間であらゆる、できる手を全て打って、その中で4年度以降継続することが可能であれば、その中で再度収支見込みを立てて、その範囲内での家賃の支払いの協議をしていくしかないというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 その今の答弁をもらうと、前の市長の答弁では、家賃のあれは3年間猶予という話を聞いているんですが、そうすると、黒字になるまで未来永劫その猶予が続くということ、今の答弁だと判断をせざるを得ないんですね。その点についてお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 そのまま暫時休憩でお願いします。

午前11時58分休憩

午後0時00分開議

○須藤委員長 会議を再開します。

ここで暫時休憩としたいと思います。再開は13時10分といたします。よろしく願いいたします。

午後0時00分休憩

午後1時10分開議

○須藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 家賃をずっと猶予していくのかという御質問だったかと思えます。

来年度以降の家賃の支払い、賃料の支払い等々も含めまして、それを見極めるための期間として、来年度1年取りかかっていく予定です。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 先ほどの質問で、ちょっと答弁が漏れていた話で、牛久シャトー株式会社の仕入れ先、牛久市としては、地場産業育成ということで、市内業者等に発注をしているというふうに、これは市内業者になればしょうがないですけれども、今回食材とか、ショップについてはオエノンという話だったんですけれども、それ以外のものについて、市内業者に発注をしているのかどうか。これをちょっと一回確認したいんですが。これは先ほどの質問です。

それと、家賃の話ですが、来年度見極めるという話ですけれども、見極めなくても、シャトーのほうから出た収支状況からいけば、創業4年目以降も全部赤字になっているんですよね。これ見極めなくても、シャトーが出しているものですから、これ見極めなきゃならないっていう理由もちょっとよく分からないんですが、それについて再度お尋ねいたします。

家賃の問題については、先ほどの答弁だと、見極めて3年以降ですね。市長が言ったのは3年猶予するっていうこと。4年目以降も猶予するというふうにしかちょっと聞こえないので、4年目以降も家賃を猶予するという事になると、赤字な限り未来永劫猶予するという事になってしまうので、そうなのかという質問をしたんですが、その答弁がないので、それをお願いいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、牛久シャトーの仕入れ先についてですが、こちらは、我々のほうはどこから仕入れているかという点は把握をしておりません。

次に、シャトーの賃料ですが、来年度というのは、再来年度以降存続するかどうかも含めての見極めの期間というふうに考えておりますので、赤字のままでも継続するといった場合、仮にですが、その場合には、赤字の状態であれば家賃を支払う余裕はないと思いますので、その場合には猶予というのも選択肢として出てくるのではないかと考えています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 家賃猶予は契約の中で3年ということになっているじゃないですか。それは市長が一番最初に答弁したときに、何回かそういう答弁をしているんですが、その3年の猶予ということ、じゃあ撤回するわけですね。その点について。

それと、仕入れ先については知らないということではなくて、市のほうがやっている状況をやはり牛久シャトー株式会社のほうに提案して、そういった方向で進めるよう、そして現在、今年度、前年度も含めて、市内業者に発注をしているのかどうか。これはぜひ確認を取ってほしいと思うんですが、その点について再度お尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、仕入れ先ですが、先ほどもちょっと申し上げましたが、牛久シャトー株式会社の経営上、どこから何を幾らで仕入れているか、その仕入れに関する部分と売上げ、利幅に関する部分というのは、これまでも外に公表したくない、公表は適さないというふうに牛久シャトーでは考えておりますので、改めてこちらでも確認をしてみようと思いますが、牛久シャトーの経営に影響のない範囲でこちらからはもう一度確認をしてみようと思います。

次に、賃料の猶予期間につきましては、牛久市とシャトー株式会社の契約の特記事項として、3年間で定めてあります。もしもこの猶予を延長するというようなことになった場合には、こちらの見直しも併せてやっていく必要があるというのは認識をしております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 仕入れのほうについては、ぜひ金額とか内容のことではなくて、その市内業者に対する支援等も含めて、野菜とか肉とかいろいろあるでしょうから、そういったものを市内業者から搬入しているかどうかの議論です。それと、大きいお金でいけば植栽ですか。植栽をする企業というのは牛久市内にも何社かあるわけですから、そういったものも含めて、やはり牛久市の経営方針に沿ってもらえるような要望をすべきだと思いますし、そしてまた結果を聞いていただきたい。お金とか、例えば肉をどのぐらい買って幾らだと、どういう部位のものを買って、そういうことではなくて、大ざっぱなものについてお伺いします。

それと、賃料については、今の答弁ですと、赤字の場合はもう未来永劫ですよ。3年っていう形で最初やったものを、赤字だからそれ以後延ばすという形、これは市民に対して説明できないです。当初計画の中から、もう赤字というものは目に見えて分かっていたわけです。だから3年間猶予するという話になった。それを、赤字ならばその契約書を書き直して、そしていつまでになるか分からないような契約をし直すっていう、これは先ほどからも言っていますとおり、牛久シャトー株式会社の、例えば今年の、今年度、要するに2,000万円の補助にしてみても、全く計画が分からない中でやっている上で、赤字だから家賃をさらに猶予する、これも未来永劫になってしまうので、そこら辺の締め、市としては3年以上の猶予を現時点では考えろとは言わないでしょうけれども、赤字ならば考えるということではないのでしょうか。

それと、次の質問になりますけれども、出資金の問題です。これゼロになっています。なります。先日の川口社長のお話でした。名前を言ってすみません。カットしてください。社長の話ですと、出資金への積立てはしないというふうに言っておりました。そうしますと、赤字が続く。そして、出資金っていうものもゼロ。何も担保がない中で、赤字のシャトーに金融機関からの融資というものは、これからも一切受けられないというふうに私は思うんですけども、この出資金の問題についてどう考えているのかをお尋ねいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず1点目が、賃料の猶予の関係だったと思います。

今の計画よりも赤字が続くということで、状況であれば、その場合には再来年度以降の存続もどうするかという点も含めての検討になるろうかと思えます。あくまで来年度に見極めて、例えばの話になってしまいますが、あと1年で黒字化できるけれどもあと1年赤字が続くというような結果になった場合には、その黒字化できる、要は賃料が払えるようになるまでは猶予または分納というんでしょうか、分割して支払いを求める、そういうのも含めて検討していくことになるろうかというふうに思っています。

2点目の、出資金ゼロで積立てという点ですが、これは会社の経理等々ともちょっと相談、協

議をします。というのは、ちょっと株式会社の経理状況、それほど詳しくないので、昨日の勉強会の際にも御質問あったときに、株式会社のほうで黒字化されれば、内部留保で貯めていく限りは、資本金はそれで回復していくんじゃないかというふうに思っていたんですが、そこは牛久シャトーの考えもあると思いますので、そちら確認しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 では、先ほどの質問で、仕入れのほうについては市内業者かどうか今分からないということですから、これは調査をして報告してもらいたいということです。

それと、今から再来年度以降の家賃の問題を、私答弁するのはおかしいと思うんです。契約書では3年になっているんですから。3年で、4年目以降は家賃を払うというのが、もう契約書からそうになっている。それをもう赤字だから、その4年目以降猶予するなんていうようなことは、私は今言うべきものじゃないと思いますよ。だから、先ほど言いましたように、この支援をしないとっておきながら支援をするようになった。こんな楽な会社経営なんかないですよ。おかしい、これ、絶対に。ですから、もう3年で確実に終わりと、契約書どおりにすると、それ以降は家賃を払う、もらう。もし猶予してほしいというシャトーからの、株式会社からの要望があればそのときに検討するという話だと思うんです。それを、そういう要望がないのに最初から猶予するなんていうのは、私はおかしいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

それと、出資金というのは、この出資金がなければ、現在の牛久シャトーに対して誰がお金を貸すんですか。赤字の会社、そして担保もなし、出資金ゼロ、毎年赤字の中で。これは、この間の社長の答弁、私はおかしいと思うんですが、少しずつでもまず家賃を払えるような努力と、出資金を増やしていく。これは積極的にそういう答弁をされると思ったけれども、そんなつもりはないという答弁だったんだけど、これとてもじゃないけれども信じられないです。ですから、その点について、もう少しシビアに第三セクターに対する考え方を持ってもらいたいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、仕入れ業者の点は、確認をさせていただきます。

次に、来年度以降の猶予に関してですが、こちら牛久シャトーのほうから来年度以降の猶予をしてくれというふうに言われているわけでは決してありません。先ほど私の答え方がまずかったかというふうに、今質問をいただきましてちょっと考えたんですが、あくまで仮定の話でして、赤字が続く場合、賃料を払える余裕がない場合、その場合には可能性として猶予期間を延ばす、または賃料を分割で納付いただく、そういったことも考えていかなければいけないかもしれないという意味でお答えをしています。

最後に、先ほどの出資金の積立て、三セクについてもっとシビアにという件につきましては、来年度1年間、牛久シャトーの今後を見極める中では、おっしゃられたとおり今までよりもちょっと厳しく、こちらからも提案をしたりということにはなりますが、これまで以上にちょっと厳しく接していかなければいけないというのはおっしゃるとおりかと思っています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 賃料の問題については、家賃の問題については、私はもうそういう考え方は絶対まずいと。もう赤字でどうしようもない、倒産寸前だというときに賃料を猶予してもらえないかという要望があった場合というのは、今回の2,000万円の補助にしても、シャトーのほうから補助金を出してもらいたいという申請がない中で出しているんです。だからそういう答弁が出てくるのかというふうには私は思わざるを得ないんです。ですから、市のほうとしては、牛久シャトー株式会社、未来永劫赤字が続くのではないかというような考え方で先ほどの答弁が出たというふうに思うんです。それでは、第三セクターに対する、これまで副市長も部長も答弁していた国からの要望というものを、第三セクターに対する補助金の問題とも言っていましたよね。そういったものに関するような話であって、赤字である限り未来永劫、お金を直接出さないまでも賃料を猶予していくというような話については、今は、私は絶対言うべきじゃない。何にしても厳しく、4年度以降は賃料をもらうという方向で、シャトー株式会社に対して言わなければならないというふうに私は思いますが、もう一度その点について。

それと、出資金ゼロについても、これは通常会社経営の中で、出資金を使ったとしても、それに対して上積みしなきゃならないと、出資金がなければこれ倒産と同じですよ。ですから、そういう中でのこの間の社長の答弁は、あまりにもいい加減すぎます。出資金に対する積立金はしないと行ったんですから。こんなことは、ちゃんと市のほうからして言わなきゃならない。牛久市が9,000万円以上のお金を出しているんです。これ税金ですよ。それを使ってしまってショートしたから、じゃあそのショートしてしまってなくなっちゃったお金を、あとは知りませんで済まされる問題ではないです。これはもう何回も言いましたから、責任問題でもあるわけであって、この出資金の問題についてはもう少し市のほうとしてもちゃんとした方針を出して、シャトー株式会社と検討し、そして出資金を元に戻していく方策ですね。これをどのように考えているのか。社長は、そういうつもりはないと言ったんですから、その点をどう変えていくかということ。その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、賃料の件につきましては厳しくという御指摘のとおり、牛久シャトー株式会社には厳しく接していこうというつもりでおります。

今時点で、牛久シャトー株式会社に対して、仮に存続した場合、令和4年度以降も賃料を猶予するというようなことは決して言っておりませんし、黒字化に転じる見込みがなければそもそも続けられないという前提で来年はかかってほしいということを伝えておりますので、それを来年、これからはより厳しくその意志を持ってやっていこうというふうに思っています。

2点目の出資金の関係ですが、これは先ほどとまた繰り返しになってしまいますが、民間企業の経理というのも確認しながらというふうに考えております。というのは、貸借対照表上を見ますと、資本金はゼロにはなっていないんです。あくまで私申し上げているのは貸借対照表上の数値ですが、資本金は9,512万円、元の出資が残っているながら、一方で利益剰余金がマイナス

になっている。その結果純資産がマイナスになるという形ですので、この純資産をプラスに変えるためには、積立てではなくてまず利益を生み出さないとプラスには転じていかない形になるのかというふうに思っています。この辺はうちのほうでも調べまして、また牛久シャトー（株）側にもなるべく純資産を増やすような形で営業していくようにというのは、これから強く申し上げるようにしていこうと思っています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そのこのところは、賃料も含め、積立金、出資金の問題についてはしっかりとさせていただきたい。言ってみれば、この出資金は約1億円、9,500万円ですか。そのほかに3年間の賃料が1億6,500万円ですから。これ合わせて全部猶予みたいな形になっていってはずいわけで、この辺のところは今後のシャトーの運営の中ではっきりしてもらいたいということとは伝えて、その回答をぜひもらっていたきたいというふうに思います。

それと、社長の答弁の中で、責任問題の中で言うておりましたけれども、今のこれまでの答弁を聞いておきますと、牛久シャトーが補助金を欲しいと、こういうものに使うというものがない中で、あの社長の答弁は、その程度かというふうに思うんです。というのは、従業員10%、役員報酬も10%というのは、私はこれで責任を取っているというふうには到底思えないんです。というのは、シャトーのほうで補助金の申請をしていない、言ってみれば勝手に出してくれているというふうに、だったら責任はやっぱりちゃんと感じられないと思いますよ。少なくとも役員報酬は10%で済むわけじゃないです。

仮に、先ほどの副市長の答弁だと、これから執行部の責任というものを検討していくということです。この検討の仕方、結果にすれば、報酬を削減するか、責任をとって辞任すると、こういう2つじゃないかと思うんですが、市のほうがある程度責任をとって、牛久シャトーのほうはこの程度のもの、役員報酬が10%程度と、私は今回のこの問題について、牛久シャトーの経営状況で役員が責任を果たしたとは言えないと思うんですが、その点についてお伺いします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 ちょっと私昨日居ませんでしたので具体的な詳細、またその話の流れを今把握しておりませんので、それについてはちょっと正確な答えにはならないとは思いますが、責任の仕方、取り方というのは多分その人あるいはその責任といいますか、事象、物事の大きさによってそれぞれ変わってくるんだらうと思います。それも、そのそれぞれの人の考え方で対応も変わってくるのではないかと思いますけれども、その人の責任の取り方を自らとってやった結果として、納得できなければその次どうなるかっていう話になってくるんだらうと思います。

とらない、責任は取りませんという言い方だったのか、何をやりますと言ったのかちょっと分からないですけれども、それが、社長が今実際に考えている責任の取り方ということだと思います。その結果として、そういう責任をとったということの結果、じゃあ株主としてどうなの、あるいは議会としてどうなのっていう感じの質問も出てくるのかというふうには思っています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 役員が10%、従業員が10%。責任問題っていうのは、従業員にはないわけです。従業員が何らかの問題を起こして経営が悪化しているという事実はないわけであって、それを、その従業員にも責任を押し付ける。役員も同じものだとしたこと自体、これ一般企業でもあり得ないですよ、これ。従業員は何もしていないわけですから、悪いこと。悪いことと言ってはちょっと言い過ぎですけども、経営の問題について、従業員のミスで赤字になっているわけではないですから。その経営状況をうまく安定化できなかったという、これはもう役員の問題。

一つ言ってみれば、緊急事態宣言が発せられるときに、社長の答弁では店舗を閉めていないわけですよ。そのときにも従業員の費用はかかるし、仕入れ費用もかかると。当然こういうことについては、これは従業員の責任ではないです。最高責任者の責任でそういうふうやってきた。昨日の社長の答弁でも、6月には2日しか休んでいないと。それ以後は、夜間人が来なければお店を閉めた。そのぐらいではなくて、緊急事態宣言で、ほかの飲食店業者というのは、泣く泣くお店を閉めている状況の中で、そういう判断を社長がしないで、お客が来ないのに開けているという、これは従業員の責任ではなく役員、社長の責任ですよ。そういった問題を、昨日の質問の中でありましたけれども、役員からじゃなくて従業員から苦情が出なかったのかという、これは答弁していなかったですけども、そういったところでいけば、市のほうとしてこのシャトー株式会社の役員の責任の取り方というのは、これでいいというふうに判断しているのかどうかお尋ねします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 ちょっとすみません、私の認識と違っておまして、報酬あるいは費用カットは経営改善として行ったという責任を取った形としてその結果表れたというふうには、私は聞いておりませんが、現状厳しいので皆さん頑張りましょうという経営改善の一種、一環として行ったということです。それが、こうなったことの責任を取る形でそうなったということではないというふうに理解しておりますけれども。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 副市長の考え方だと、牛久シャトー株式会社の役員の責任はないと。それで、執行部の責任というのはこれから考える。何が何だか分からないというのがあれであって、牛久シャトー株式会社のその責任問題については向こうで考えるべきだと言いますけれども、牛久市は大株主なんです。それが、赤字経営の中でいろいろ運営してきたこと、それに対して社長はほとんど牛久市からの要望は聞いていないという答弁をしていますから、ですからそういったことは一切言っていないわけです。笑って済ませるようなことじゃないですよ。牛久市の貴重な税金を使っているんです。もう1億円近い出資金はなくなったわけです。それで、2年間の家賃の約1億1,000万円ですか。これも入って来ないんです。こういうことを、笑って済ませるような問題じゃないでしょう。あまりにも不謹慎と言わざるを得ない。その点についてお伺いします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 今利根川委員がおっしゃった、その赤字を出したことに對して笑ったということではございませんので、その御理解だけをお願いしたいと思います。

それと、確かにこうなったことの責任はどうあるかっていうのは、私もあるというふうには思っていますので、その責任の取り方として私なりに今行動しているということですので、その辺は誤解なきようお願いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時40分開議

○須藤委員長 それでは、再開いたします。

利根川委員。

○利根川委員 その責任の取り方という問題について、これは市民の方が、または議会が判断するものでありますから、私自身は今の答弁の中で、十分その責任問題というものに触れているかという点、非常に、甚だ疑問に思っています。

次に、これまでの答弁と違う状況になってきたわけですね。牛久シャトー株式会社には補助金も出資金も保証人にもならないというのがこれまでの答弁でした。それが突然変わったわけがあります。そして2,000万円の経営安定化補助金を出すようになったと。これちょっと財政で聞きたいんですが、全員協議会の中で、補助金等適正化委員会で検討したということですが、シャトーから補助金の申請もなし、そしてまたその2,000万円を何に使うかということも分からない中で、この適正化委員会はどのような議論をしたのかお尋ねします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 補助金のほうのまず申請がないということですが、基本的に補助金のほうは、まず予算の定めるところにより申請があるものと財政課的には思っております。

それと、補助金検討適正化委員会の審議内容ですけれども、こちらのほうは11月9日に開催してございますけれども、その中の、意見が交わされた中では、当然今コロナウイルスなどの感染のほうによる経営悪化等があり、またそれが回復して本来の事業展開に向かっていくまでは、補助金のほうについては、支出のほうは、こちらのほうは適正であるということがありますけれども、それであっても、今後の事業展開がなければその補助金の提出も、今後のほうは見極めなければならないという御意見がございました。

財政課といたしましても、こちら市のほうの、当然補助金全てが今後支出されるものではないと思っておりますけれども、その補助金適正化委員会にかけるまでについては財政課のほうで予算のほう、補助金、交付金のみならず、まずは担当課から上がってきたものを精査して、それに見合う財源があるかどうかというのを吟味いたしまして、手続上まずは補助金、交付金については補助金適正化委員会を開いて御審議していただく、それで予算のほうの案が出来上がった時点で庁議のほうに付して、今回議会のほうに上程いたしまして、今御審議いただいているものと認識

しております。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 この適正化委員会というのは、庁舎内だけで、トップは副市長だと思うんですが、庁舎内だけでこういうことをやるというのは、悪い見方をすると、上からの付度と言われても仕方がないというふうに思うんですが、付度はあったんですか。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 先ほども御答弁いたしましたけれども、付度があつたかということでございますが、当然今手続ちゃんと踏んで、予算のほうも今回上程してございますので、付度はなかったものと認識してございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そこら辺のところ明らかにするには、牛久シャトー株式会社から補助金の申請はなかったと、そしてまた2,000万円の財源、3月までの使い方もなかったということは、これは明確に市のほうとして、これから広報にこのことを出すんでしょうけれども、書いてほしいと思うんですが、難しいと思うけれども、どうなのかお尋ねします。

これで方針転換ですよ、完全に。私は付度があつたのではないかというふうに思うんですが、貴重な税金を投入するんです。方針を転換するということなら、この補助金等適正化委員会というのは、その都度重要な問題については、外部からの学識経験者等を入れて検討すべきではなかったかというふうに思うんですが。そしてまた、それは市民に対する十分なる説明になると思うんですが、この点についてお尋ねします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 まず1点目の御質問です。最後の質問の第三者の話です。それは利根川議員、前から多分おっしゃっていた話だろうと思うんですけれども、私が担当している部分については、それはもう課題といいますか、検討事項になりますけれども、なかなかほかの市町村の話の聞いたり、一時期事業を選択するような話があつたかとは思いますが、国のほうとの連絡でも、あいつ中であつた中でちょっと弊害が多く出てきたということで、その後ちょっとした連絡を交わしてきています。だから、当然真剣に検討しておりましたし、結果そういう状況を見てちょっとした部分があつたのかというふうに考えております。

広報ですけれども、言って質問しちゃまずいんでしょうけれども、私が自分で自問自答する形でお答えしますけれども、申請があつたということ自体が、先ほど申しあげましたように、書類が上がってきたことを申請とおっしゃっているのかちょっとその辺分らないですけれども、当然それは、この赤字になっていくという協議をシャトー株式会社とやっているわけですよ。その中でこの2,000万円が今年は大分不足、資金ショートしていますのでっていう話の中で、じゃあどうしましょうかという話の中で、じゃあそれはできたら支援、市のほうの支援、これは口頭です。口頭なので、信じないと言われると信じない話になってしまうんでしょうけれども、

あって、先ほど申したようにそういう討議をたくさんした中で、こういう予算を計上していただいたということです。それがイレギュラーな予算計上の仕方かと申しますと、それはそうではなくて、今回この当初予算で審議してございますけれども、ほぼ皆その補助金はそういう形での予算計上となっておりますので、決してイレギュラーじゃないということは申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 では、ほかの団体とか一般のいろいろな市民団体から補助金要請がありますよね。そういった場合は、みんな口頭で、何の書類も出さないで、口頭で補助金等適正化委員会で検討をするんですか。または、これまでもそういった経緯があるのかどうかをお尋ねします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 まず、補助金、交付金も含めてですけれども、まずは団体からの要望というのは、各課でまず取りまとめていただいて、それをもってまずは補助金調書をつくっていただいて、補助金等適正化委員会で審議していくものと認識してございます。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 ちょっとよくまだ分からないんですが、例えば一つの団体が10万円の補助金を欲しいというような形で申請が来ると、あとは補助金が欲しいと、こういった活動に使いたいというのは同等に考えて適正化委員会で検討するのかと。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 先ほどもちょっと御答弁しましたけれども、まずは申請というものですけれども、まず予算を最終的に支出する申請は、予算が議決された後の申請になるものと思っておりますけれども、予算を上げる前、当然予算を上げる前に各団体から要望がございまして、それは何に使うの、当然こういったものに使いたいというのはまず原課のほうで取りまとめていただいて、それを取りまとめた調書というのは財政課でもいただいております。それを全て委員会のほうには提出いたしまして、それで審査していただく。それから予算のほうをまとめまして、議会のほうに上程いたしまして、それが議決された後に各団体が正式に申請してくるといった形になると思えます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 なかなか難しいことで、よく分からないんですが。

それでは、今回の補正予算が否決された場合どうするのかということをお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 先ほども、午前中にお答えしたとおりです。

牛久シャトー株式会社は資金ショートしますので、債務整理、清算の手続に入ります。牛久市のほうでは、オエノンに対して、今賃貸借契約を結んでいますが、原課も含めた交渉に入る形に

なると思います。

以上です。

○須藤委員長 答弁を継続します。

○椎名創生プロジェクト推進課長 先ほどの答弁の中で、ちょっと1点漏れておりました。

こうした、否決された場合、こうした経緯に至った経緯、こうした結果に至った経緯です。これも市民への周知も含めて対応していく予定であります。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 会社が解散するということでは幾つか方策があると思うんですが、一つは牛久シャトー株式会社が会社更生法の適用を申請するかと。あとは、貯まった買掛金ですか、そういったものにして、その仕入れた人が裁判所に行って、そこで裁判闘争になって解散という方向になってくるんだと思うんですが、これまでの話ですと、黒字化するために一所懸命やっている中で、今回の予算が否決されたからといって即解散というふうにはならない。そしてまた、社長自身が言っていたのは、自分もそれなりに何らかのことをしなければならぬと、それは同僚議員が、否決された場合どうするんですかと言ったときに、社長個人並びに役員がそれなりの借入金だというふうに私は受けたんですが、するつもりはないのかというような答弁されては、明確な答弁はなかったと思うんですが、そういった方法というのがいろいろ考えられるわけですよ。否決されたから即解散ということにはならないと思いますし、ただ抱えている借金をどうするのかということを考えて対応していくのが役員会の責任、そしてまた株主の責任だとは思いますが、ですから、何か脅かしのように、否決されたらすぐ解散だみたいな言い方はやめてほしい。否決されても何らかの対応策があるというふうに検討していくのが役員会並びに株主総会ではないかと思うんですが、その点について。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 今回補正予算を上げる前にいろいろな部分を検討してきたというのを議会等でも申し上げましたが、その中には、裁判所に介入をいただいて、再生を前提とした法的手続がとれるかということも含めて弁護士相談等を行ってきました。その手法も含めて、その手法と、牛久シャトー株式会社から1月にショートする可能性があるという、その時間的制約も含めて、裁判所の手続は、残すものは清算手続しかないという結果に至っています。

その清算手続一つを考えましても、裁判所に納付するお金、あとは弁護士等が介入するお金等もありますので、今回補正が通らなかった場合というのは、やはり牛久シャトー株式会社としては、清算の手続以外はないものというふうに考えています。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 最初から言っていますけれども、今回の補助金の申請なり要請というのはシャトーからなかった。そしてまた2,000万円というのもシャトーから出たものではないという中で、否決されたらもう解散しかないみたいな。通常、そんなに簡単に一つの会社を潰すわけに

はいかないです。法的な、いろいろな手続があるし、借金を払わなきゃならないのは来年の3月までですか。年度内ということであれば、これから役員会としてどういう対応をとっていかなくちゃいけないかというのは、役員会のほうで決めることであって、牛久市が、株主の牛久市がそういったことを言うこと自体が私はおかしいと思います。もう少し牛久シャトー株式会社の役員会で、責任を持って今回の事態を積極的に対応するように、私はこの間の社長の答弁を聞いていて、見られないんです。いろいろなことをやるっていうけれども、もう捕らぬ狸の皮算用。やっていないものを、なんでこんなに金が取れるかっていう話。ですから、本当に今年度どういう形で実行していくんだか、またさらにこの非常事態宣言のときに人が来ないのを分かっている店を開けているということ自体が信じられないです。どのような経営努力をしてきたのかということも見られないです。

ですから、今回は、もし、じゃあ否決されるかされないか分からないですけども、もしそういうことであれば、もっと役員会に責任を持って経営再建のための努力、その一つはお金です。みんな役所に依存するようなやり方っていうのは、会社経営として私は失格だと思います。

いろいろ担当課長大変で、いろいろ調べたりなんかしているというは、私は分かります。でも、もっとシャトー株式会社の役員会に責任を持つように強く要請したほうがいいと思うんですが、その点についてお伺いします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 これまでも牛久市は、牛久シャトー株式会社に対する株主として、その牛久市の担当課として役員会、社長の独断ではなくて、役員会でしっかり諮って、役員会の総意として上げるように、対応も役員会で話すようにというのはこちらからも、当然これまでも言ってきております。こういう状況になったということにつきましても、牛久シャトー株式会社の中では、当然役員会でも協議はなされているものです。補正が可決されて、来年度も見極めの期間として事業を継続する場合においては、我々も、先ほどと同じ回答になりますが、これまで以上に牛久シャトーには強く進言をしていくことも必要かというのは思っております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 確認します。

役員会に関してもっと責任を持つようにというような指示、指導はするつもりがあるのかどうか、その点。これは副市長だね。担当課長そんなこと言えないもんね。よろしく。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 先ほど来担当のほうからも話が出ておりますとおり、それは今まで当然やっておりますし、先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、支援を一切行わない、支援をしないとやってきている、そのこと自体もそういう意味合いで私は言っているつもりだっという答弁を差し上げていると思うんですけども、そういうふうに厳しくは接してきております。さらにそういうふうに接していくつもりでございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 1 分休憩

午後 2 時 0 1 分開議

○須藤委員長 それでは、再開します。

ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 諸収入の貸付金の元利収入のところですか。先ほど平成 21 年の博慈会ですか、そちらの増額だということなんですが、これは年度自体、こういうのは定期的に変換、そういうことになっているのかどうか。いつまでという期限というか、そういうものがあるのか。その辺確認をしたいと思います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 諸収入の御質問ですが、こちら令和 5 年度末までに博慈会のほうが牛久市に対して毎年 2 回返還しているものでございまして、今回がその令和 4 年度、5 年度分も含めて繰上げ償還をしたいという申出がございました。そちらで繰上げ償還分をこちらの諸収入のほうに乗せているものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、この地方債の償還のところ、繰上げ償還というところでは、既に令和 5 年度分も含めてということで、この貸付金については返済が済むというふうに理解しているかと思うんですけども。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 今の元金のほうの償還と多分数字が諸収入のほうは違うと思うんですが、こちらの数字の違いなんですけれども、元金のほうですけれども、こちら市が J A のほうからお借りしまして博慈会のほうにまず貸し付けています。そちらの償還期限が令和 6 年度末まで、こちらちょっと 1 年ずれているんですが、借りたお金については 1 年据置き、15 年償還。貸し付けたお金につきましては 1 年据置きで 14 年償還ということで、1 年ずれている関係から、金額が今回繰上げ償還後、諸収入のほうと元金がまず違っております。今回当然博慈会から市への繰上げ償還が行われますので、そちらの貸付けも終了。市から、市も J A から借りているもの、そちらにつきましては繰上げ償還を行いますので、こちらについても終了という形になります。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第 59 号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第 67 号令和 3 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

議案第 67 号について提案者の説明を求めます。財政課長。

○糸賀財政課長 議案第67号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、財政課所管の補正の内容につきまして御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入となります。

款19項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算の予算調整の結果、財源不足といたしまして1,114万9,000円を財政調整基金から繰入れるものでございます。これによりまして、財政調整基金の残高見込みにつきましては27億643万1,000円となります。

以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で経営企画部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時07分休憩

午後2時17分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室、総務部、市民部等所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました、市長公室、総務部、市民部等所管の案件は、議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課の橋本です。よろしくお願いいたします。

議案第59号、令和3年度の一般会計補正予算第5号のうち、総務課所管のものを御説明いたします。

補正予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

款2、上から2つ目です。款2総務費項1総務管理費目1一般管理費の0102行政事務に必要な情報等を収集するの公有財産購入費3万3,000円の補正予算の計上です。

今議員の皆様が使用されていますSide Booksにつきまして、現在の契約で50の方が利用できるようになっております。議員の皆様と議会担当職員が今使用していない分につきま

して、執行部で部長級職員までIDを割り振りまして、試験的な運用をしております。今回議会に説明員として出席します次長級及び課長級職員の分として、追加の最小単位である50ユーザー分、費用としまして月額1万円、令和4年1月から令和6年3月末までの契約をさせていただきたく、新たに債務負担行為を設定しまして、令和3年度の予算としましては1月から3月までの3か月分の補正予算計上となります。

続きまして3つ下、目18諸費の0102顧問弁護士の活用と訴訟に対応するの委託料23万3,000円の増額計上です。

9月議会において上程させていただきました委託料請求事件の控訴に係ります費用として不足分を増額計上しております。

以上となります。

○須藤委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

私からは、人事課所管の補正予算の概要について御説明させていただきます。

補正予算書16ページから始まる歳出の各款項目に計上しております人件費につきまして、一般会計の人件費全体で約2,700万円の減額となっております。内容の主なものといたしましては、減額分では給料が約1,500万円、共済組合負担金が約1,000万円の減、増額分では時間外勤務手当が約700万円の増となっております。

今回の補正の理由としましては、減額では、昨年度末、本年度途中の退職や新規採用が予定数に達しなかったこと、増額では、人事異動等による人数や人の異動に伴う各科目の人件費の額の変更などが主な理由となります。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

歳出の款2総務費項1総務管理費目一般管理費0114職員を任用するの委託料19万6,000円の増額補正となります。内容といたしましては、これまでの採用試験で応募のなかった、あるいは採用人数が必要数に達しなかった職種について、改めて採用試験を行うための補正となります。また、債務負担行為の補正といたしまして、補正予算書3ページの上から5番目にあります令和4年度出退勤管理システム保守業務2,959万円となります。内容といたしましては、来年4月1日から運用を開始する出退勤管理システムの運用に必要な保守費用を計上するものとなります。

以上です。

○須藤委員長 税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

税務課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書16、17ページ中段を御覧ください。

款2総務費項2徴税費目2賦課徴収費0102固定資産税、都市計画税を適正課税する。委託料を217万8,000円減額するものです。こちらにつきましては、令和6年度評価替えに向けた固定資産税課税資料整理業務委託の契約額確定に伴う減額となります。

以上となります。

○須藤委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 地域安全課の榎本です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、地域安全課所管の内容について御説明させていただきます。

資料の16、17ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費8交通安全対策費0102交通安全団体と協力し交通安全活動を実施する事業の7報償費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で春、夏、秋の交通安全キャンペーン、かっぱ祭り、Wa iワイまつり、牛久シティマラソン等のイベントが中止になったことから、各団体の参加者に支払う予定でありました報償費の不要分につきまして、100万円の減額となります。

続きまして、同じページの2つ下の項目となりますが、18諸費0107防犯灯を維持管理する事業の10需用費につきまして、差引きで103万円の減額となります。内訳といたしましては、まず電気料につきまして、令和3年度当初予算1,948万8,000円のところ、見込額1,798万8,000円となったため、150万円を減額いたします。次に、修繕費につきまして、今年度実績に基づく見込みといたしまして、防犯灯の故障修繕等に係る費用として47万円を増額いたします。この電気費用と防犯灯の修繕費の差引きで計103万円の減額となっております。

私からは以上です。

○須藤委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 市民活動課の栗山です。よろしくお願いいたします。

市民活動課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書16ページ、17ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目10自治振興費0106牛久市牛久市民号を実施する事業ですが、今年度市民号は10月に実施する予定でしたが、コロナ禍の中での事業は実施が困難なため、事業を中止といたしました。事業中止に伴い、131万7,000円を減額するものです。

市民活動課の補正予算は以上となります。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 総合窓口課の川真田です。よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ17ページを御覧ください。

下から2番目の表になります。

下の段の0105戸籍証明や住民票を交付する、114万7,000円の増額は、療養休暇の職員の代替職員として会計年度職員を雇うための増額となります。

説明は以上となります。

○須藤委員長 それでは、これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 市民活動課のほうでお尋ねいたします。

牛久市民号の実施は、コロナになってから2年間ほど多分中止だと思うんですが、その間市民のほうから何か御意見とか御要望とかそういったものがありましたか。そういうところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 お答えします。

市民号はやっぱりコロナ禍のため、去年、今年と中止になっております。

御意見等は、特にはございませんでした。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この市民号というバスに乗って市民の方の親睦を深めるということで行っている自治体は、近隣にはほとんどないということをお伺いしております。

今後その実施について、こういったものが必要で、来年度からも行っていくのかというところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 お答えします。

牛久市民号は、昭和56年から市民相互の交流を深めることにより、活力あるコミュニティー活動を推進し、明るく住みよいまちづくりを目的として実施しておりますので、今後も実施する予定でおります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分開議

○須藤委員長 それでは、再開いたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 総務の戸籍住民基本台帳費のところで、戸籍証明と住民票の、先ほどの療養休暇の職員に代わり会計年度の職員を採用したということなんですが、多分これ窓口業務ということだと思うんですが、実際にこの会計年度職員、窓口業務でどのぐらいの人数が対応しているのか、その辺を、今回採用することによって何人が何人になったのか、その辺を確認したいと思います。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 お答えします。

現在は12人でやっているところです。採用したところで13人になってはいたんですけども、産休に入った職員が12月からおりますので、現時点ではまた12人ということ、会計年度任用職員はなっております。これに正職員が、窓口担当の正職員は3人でやっているところになります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと13人、お一人増やしたんですけれどもまた産休で12人になってしまったと。

ここで、やはり窓口の職員というのは、やっぱり牛久市の顔だというか、そういうことで、大変評判のいい対応が、私どもにも言われておりますので、その辺ではやっぱり接遇というんですか、そういう対応等の指導というか、そういうのというのはどういうふうにやっているのか。新たにこうやって人数が増えることによって、いろいろチームワーク等もあるので、その辺の対応をどうしたらいいのか確認をしたいと思います。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 基本的に、新たに採用した方については、人事課のほうで持っている接遇等マニュアルというものを活用しまして、それを見ながら説明をしているところです。

ただ、やはり思うようにいかないときには、随時私のほうで注意をして、服装とかそういったものは注意するようにして修正をしながら進めているところです。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 なぜこんなふうに何うかといいますと、今マイナンバーカード、それが国を挙げて取得をかなりPRしているというところでは、かなり高齢の方とかそういう方たちも来るんじゃないかということで、その辺の対応、マイナンバーカード、やはり必要としている人がいるのは存じておりますが、そういうところでは、こういう個人情報に触れるようなことなどもあるので、その辺について十分な対応をされていると思いますが、その辺をもう一度確認したいと思います。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 お答えします。

おっしゃるとおり、耳が遠くてつい大きな声になってしまったりとか、目がよく見えなくて職員に確認を求めてきたりとか、様々な高齢の方が確かにいらっしゃいます。一応1人ずつ窓口が仕切られてはいるんですけれども、やはり常にそういうことは配慮しながら、反対側の席に誘導するとか配慮しながら実際の申請は進めているところであります。

本人たちもその辺は、ナイーブになっているところは間違いありませんので、気をつけながら進めております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で市長公室、総務部、市民部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時45分をお願いいたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました、教育委員会所管の案件は、

議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第67号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育課の川真田です。よろしくようお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算について御説明させていただきます。

まず、補正予算の24、25ページ、小学校図書室を運営するで、需用費で40万円。あと、関連しますので、1枚めくっていただいて、26、27ページ、上から2つ目の表になります。中学校図書室を運営する。需用費で60万円ということで、合わせて100万円になります。こちらにつきましては、市内在住の寄附者から、おくの義務教育学校の図書を購入する目的で使っていただきたいということで御寄附をいただきまして、図書の購入費を計上するものです。

続きまして、もう一度前のページに戻りまして、24、25ページ。一番下の表になります。小学生通学用ヘルメットを配付する。117万4,000円。こちらにつきましては、ヘルメットをつくる工場での労務賃金や生産コスト、あと輸送に係る燃料費等の高騰によりまして、メーカーのほうで価格改定が見込まれるということで、不足分を計上するものです。

同じくヘルメット関係では、4ページ、繰越明許費補正になります。一番下、小学生通学用ヘルメットを配付するの事業で、1,314万2,000円の繰越明許費を計上させていただきます。こちらについては、ヘルメットのほうの製造等が、新型コロナウイルスの影響で、工場のほうが中国にあるということなんです、そちらからの輸送便の便数が減っているということから、新入学生の方は間に合いますが、在校生の部分につきましては、納品が2か月程度の範囲で遅れる見込みがあるということで、繰越予算を計上させていただきます。

すみません、もう一度戻りまして、26、27ページ。上から3つ目の表にあります、市立幼稚園を管理運営するということで職員手当等45万円、こちらにつきましては、当初予算計上時の積算誤りによる不足分の計上でございます。

以上になります。

○須藤委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 教育企画課吉田です。

議案第59号、補正予算の内容について、教育企画課所管の内容について説明いたします。

議案書12ページ、13ページです。

中段、上から3番目の歳入になります。

款15国庫支出金項2国庫補助金目6教育費国庫補助金、それとその2つ下、款16県支出金項2県補助金目6教育費県補助金で、それぞれ121万6,000円、子供子育て支援交付金での歳入となっております。こちらは、後で説明しますが、児童クラブにおけるネットワーク構築のための委託料について、国、県、市で3分の1ずつの負担となることによる国と県からの歳入の増額になります。

続きまして、14ページ、15ページ。

上から3番目です。款21諸収入項4雑入目4雑入児童クラブ間食費、消耗品費2,342万4,000円の減額です。こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童クラブのおやつ提供を中止したことによる食糧費の減、おやつを中止したことによって負担金も頂けなくなりましたので、その減によるものです。

次に、歳出になります。

議案書24ページ、25ページです。

下から2番目、款10教育費項1教育総務費目2事務局費0102教職員の保健管理をするでございますが、こちらはひたち野うしく小学校への産業医配置が不要になったことによる減額、それと報酬単価、産業医の報酬単価を7万円で見込んでいたものを5万円としたことによる減額108万円となります。

続いて、26ページ、27ページ。

真ん中の款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0130児童クラブを運営するでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童クラブのおやつ提供を中止したことによる食糧費の減額でございます。それと、現在児童クラブでは、インターネットを介したメールのやりとりや情報共有をしておりませんので、インターネットを使用できるよう環境を整備するための増額計上となっております。

以上です。

○須藤委員長 指導課長。

○市村指導課長 指導課は、債務負担が4つございます。その中、次年度から新たに債務負担を組むものとしまして、あと複数年度にわたる債務負担、この2つについて御説明いたします。

まず、令和4年度の地域資源を活用した環境学習推進事業ですけれども、総合的な学習の時間を充実させることで持続可能な社会づくりの担い手となる児童生徒の育成を目指しています。特に、地域学習を行うに当たり、NPO法人のアサザ基金との連携をする際の委託金になります。

1回当たり単価6,600円、100回分の予算となっております。4月当初から学習のための打合せ等が必要になるため、今回債務負担ということで組ませていただきたいと思います。

続きまして、2つ目、外国語指導助手業務についてですけれども、令和4年、5年、6年度の3か年にわたる事業となります。こちらについては、英語指導助手であるALTを小学校7校、中学校5校、義務教育学校1校に派遣しまして、外国語活動その他外国語の授業、国際教育の推進を図るものとなります。

以上でございます。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術科糸賀でございます。よろしくお願い申し上げます。

私からは、文化芸術課所管の一般会計補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案第59号の、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

表といたしましては、上から4つ目になります。

事業名が、0102文化財を保護継承して活用するの中の、牛久市指定文化財等保存事業補助金でございます。こちらの内容につきましては、国指定重要文化財でありますシャトーカミヤの旧醸造施設醗酵室、現在の神谷傳兵衛記念館でございますが、こちらの自動火災報知機の更新工事に対する補助金となっております。総事業費が64万6,000円に対する2分の1の補助金です。関係法令につきましては、牛久市指定文化財等保存事業補助金交付要綱の第2条に載っております。国指定文化財の緊急を要する応急修理、復旧事業で国庫補助金が交付されないものに該当するため、2分の1を補助するものでございます。

以上です。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 生涯学習課大里です。よろしくお願いいたします。

生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。2事業でございます。

補正予算書26、27ページを御覧ください。

中段です。款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0116うしく・鯉まつりの開催を支援するの事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、5月3日に開催を予定していたうしく・鯉まつりが中止となりましたが、こいのぼりの掲揚と市内幼稚園、保育園の園児によるパネル展示など、事業規模を縮小して実施いたしましたので、当初予算290万円のうち202万円を減額するものでございます。

続きまして、3つ下になります。款10教育費項5社会教育費目2生涯学習センター費0102中央生涯学習センターを管理運営するの事業でございますが、令和3年度当初予算要求時に任用を予定しておりました会計年度任用職員1名が退職をしまして、補充のために新たに任用した職員が市の職員を長く経験した方であったことから、職歴加算により月額報酬が増額となりましたので、39万7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 スポーツ推進課高橋です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、スポーツ推進課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案第59号の26、27ページ、一番下の表になります。

款10教育費項6保健体育費目1保健体育総務費0106牛久シティマラソン大会開催を支援する。こちら640万円の減額になります。こちらにつきましては、大会開催決定に当たりまして、実行委員会において議論を重ねてまいったところですが、令和4年1月10日に予定してい

た大会について、今年の7月の段階でコロナウイルス感染症の拡大の終息のめどが立っていないという部分で、安全の確保ができないということで、やむなく中止したものになります。それによりまして、補助金の交付もなくなったことによる減額になります。

その下、0107地区スポーツ交流会の活動を支援する、こちら510万円のマイナス、減額補正になります。こちら、市内3地区の岡田地区、牛久地区、奥野地区のそれぞれの交流会事業に対する交付金でありましたが、やはりこちらも事業が、感染症拡大の影響を受けてできないということで、こちらの交付金についても申請をしないということになりましたので、それに伴う減額の補正になります。

先ほど申しあげました牛久シティマラソン大会の開催を支援するものにつきましては、申し訳ございません、歳入のほう、14ページ、15ページ、上から3つ目の表になります。款21諸収入項4雑入目4雑入、こちらのスポーツ振興くじ助成金、マイナス403万2,000円の減額、こちらはスポーツ振興センターのくじ助成金、こちらの交付決定を受けていたものなんですけれども、今回の中止の決定を受けまして、交付額の変更ということで、全額減額という形になっております。

以上でございます。

○須藤委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 中央図書館斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号、補正予算のうち中央図書館担当箇所、債務負担行為の設定1件について御説明をいたします。

議案資料7ページを御覧いただけますでしょうか。

表の下から10段目になります。新図書館システム構築業務及び賃貸借保守業務、設定期間が令和4年度から令和9年度までの5年間、限度額が7,548万6,000円でございます。平成28年度に導入した現行の図書館総合システム、これが本年9月にリース満了となり、本年10月から来年9月までの1年間再リースという形で延命措置を行っているところですが、その後は保守が行えなくなることから、令和4年10月にシステムの更新を予定しているものでございます。

なお、世界的な半導体不足による機器調達への懸念があることから、早期に契約を行いたく、本12月補正にて債務負担設定を行うもので、限度額につきましては本市ITコーディネーターの査定を受けた上で設定をしております。

以上になります。

○須藤委員長 これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 すみません。今の図書館の債務負担行為なんですけれども、この年度数が長くなっているじゃないですか、令和4年度から令和9年度って。結構長いほうだと思うんですが、これはどうしてなのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、ヘルメットなんですけれども、生産コスト、輸送コストが高くなったということで、

これは単価では幾ら高くなったっていうのは、分かればお示しいただきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 図書館システムにつきましては、令和4年度から令和9年度までということで、5年間という形で、これは前回の更新時も変わらず5年間ということでございました。ただ、1年間延命措置をしたということで、現行の契約は6年間継続したということなんですけど、通常システムの入替えについては5年が大体1スパンとなっておりますので、そのとおりに5年間に設定したものでございます。

以上です。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 ヘルメットの単価なんですけど、最終的には入札の結果決まりますが、予算上の単価としましては、メーカーの話を聞いて、当初見込んだ3,400円から3,800円での計上にして、その差額を上げております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ヘルメットなんですけれども、その生産コスト、輸送コストっていうのは、来年の令和4年度予算のほうも同じように上がる可能性があるということで理解してよろしいんでしょうか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 同じように上がる見込みがあると考えております。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第67号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第67号について、提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育課です。

議案第67号のうち、学校教育課所管の部分について御説明させていただきます。

ページ数で、10ページ、11ページをお開きください。

一番下の表になります。給食施設を維持管理する。備品購入費で1,003万6,000円の計上になります。こちらについては、現在市内の小中学校は、自校炊飯をやっている学校とそうでない学校、御飯を購入している学校とがありまして、その自校炊飯を行っていない学校、7校ございますが、そちらに御飯を納入している業者が、実は3月いっぱいまで事業撤退の意向を現在示している状況でございます。そこに代わる他社の参入を今探っているところなんですけど、今の方式、お弁当箱に入れていただく方式ですと、やはり専門の機械とかそういうのが必要で、なかなか参入がしづらいというところが見込まれまして、他社が参入しやすくするために飯缶方式、大箱で御飯をまとめて運んでくる方式に切り替えるために、こちら側で食器、お茶碗と、あとそれを消毒、保管する消毒保管庫を購入するという予算でございまして、こちらについては消毒保

管庫の計上でございます。7校中1校は空いている部分で対応できますので、6校分の計上となります。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 よろしく申し上げます。

ただいま御説明いただいた御飯の件なんですけれども、その7校について、ほかの学校のように自校炊飯式に変えるようなお話は出たのかどうか伺いたします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 もちろん自校炊飯の整備というのも検討には入れておりますが、業者の示された時期的なものもありまして、なかなか難しいだろうというところがありまして、またこの機材については、仮に自校炊飯を進めた場合は、当然自分のところでお茶碗が必要になりますので、その場合でも無駄にはならないというふうに捉えています。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。遠藤委員。

○遠藤委員 今の飯缶方式というんですか、そういうので、ほかの学校で、牛久では多分初めてだと思うんですけれども、そういうほかでやっているような事例というのがあるのかどうか。

そしてまた自校方式というのが、多分スペースの問題とかいろいろな改修とかそういうもので、費用的なものがあって、それも難しいというふうに判断をしてこういうふうにされたんじゃないかと思いますが、食器とか消毒のそういうものっていうものについても、その業者のほうで全部、これは消毒保管機等の購入ということで、食器とかそういうのも含めての金額なのか、もし食器であれば、例えば破損したときのそういうものはどうなるのか、その辺も伺います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 飯缶方式については、近隣も調べておりますが、それで行っているところが多数ございます。逆に、やはり業者はそういうほうがやりやすいので、そちらでやっていると思います。

こういう業者の側についているところなんです、基本的に食器は学校で使いますので、学校で通常は用意して、洗って保管するっていうのも学校で行う形になるのがスムーズだと思います。

食器は当然そういうことなので、割れた場合は学校のほうで、割れにくいような、ちょっと陶磁器的な食器にはなっているんですが、割れた場合は学校のほうで補充しているような状況です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、こういうような方式で、ほかの自治体等ではやっているということなんです、牛久でやはり自校方式、自校炊飯をずっと進めてきたという狙いもあるんですが、例えばそういう、今の余裕のある例えば炊飯施設、そういうところに少し拡大をすとか、そういう方法なども考えられないかという、これは委託業者へのいろいろ負担になるかと思いますが、そういうところなんかも検討されたのかどうか伺います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 今回の遠藤委員のお話は、ひたち野中が、当初給食室が立ち上がらなかった状況で下根から運んでいたというのが、数か月臨時的にやった例はあるんですが、今回のこの例は基本的に7校分なので、4,000食を超える数になるというところで、ちょっと他校で対応するのは難しいという判断になりました。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、衛生面も含めて、こういう委託の業者に入っていて、その対応をするという判断をしたということで、お米等については、そうしますと多分牛久産のコシヒカリを使うということをしていると思うんですが、その辺はどうか伺います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 これは、まだ今あくまでも受けてくれる業者が見つからない段階での話なので何とも言えませんが、市としてはもちろん牛久市産のコシヒカリ、これまでであればグレーダー1.8号という、粒の大きさもある程度指定した上でお願いしている形ですので、そこを目指していきたいということでは考えておりますが、その見つかった業者によってはほかと一体の製造の中でとか、いろいろな制限の中でどこまでできるかというところがあるかと思えます。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で教育委員会所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時09分休憩

午後3時20分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第60号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課石塚です。よろしくお願いします。

議案第59号一般会計補正予算（第5号）のうち、社会福祉課所管の主な補正の内容につきまして御説明いたします。

資料18、19ページを御覧ください。

款3項1目1の0104行旅病人を援護するにつきましては、身寄りのない、引取り手のない死亡者の葬祭が増加したことによる扶助費の増額補正でございます。

その下になります。款3項1目1の0105民生委員・児童委員制度を運営するにつきましては、民生委員推進会報酬の増額補正でございます。

款3項1目7の0101障害者へ介護給付費等を給付するにつきましては、生活介護、共同生活介護等の給付件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

その下でございます。款3項1目7の0103障害者へ特別給付費を給付するにつきましては、共同生活介護等給付費の給付件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

款3項1目8の0101障害者へ自立支援医療費を給付する。こちらにつきましては、厚生医療の申請件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

款3項1目9の0102聴覚障害者に手話通訳者を派遣するにつきましては、派遣回数増加による役務費の増額補正でございます。

款3項2目2の0103障害児給付費を支給するにつきましては、放課後デイサービス等の給付件数の増加によります扶助費の増額補正でございます。

次に、20、21ページを御覧ください。

款3項3目1の0102生活保護の相談と認定をするにつきましては、新規申請の調査時の調査先であります金融機関、それから生命保険会社等の増加によります封筒郵送料の役務費及び需用費の増額補正でございます。なお、扶助費の増額補正に伴いまして、国庫負担金、県負担金の歳入につきましても合わせて増額計上してございます。

このほか、令和2年度の清算に伴う国庫返還金を計上してございます事業としまして、19ページに戻ってください。

19ページ、上段から2段目、0102社会福祉行政の調査研究をする。0113住居確保給付金事業を実施する。0117自立相談支援事業を実施する。款3項1目7の0101障害者へ介護給付費等を給付する。款3項1目8、0102障害児へ自立支援医療費を給付する。款3項2目2、0103障害児給付費を支給する。続きまして、21ページを御覧ください。款3項3目2、0101生活保護費を支給する。以上の事業につきましては、令和2年度の清算に伴う国庫返還金を計上してございます。

以上でございます。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 こども家庭課の飯島です。よろしくお願いいたします。

こども家庭課所管の補正の内容について御説明いたします。

18ページ、19ページ下段を御覧ください。

まず、款03項02目01、0109子育て広場を運営する事業の節22償還金利子及び割引料として106万3,000円を計上しております。これは、令和2年度子ども子育て支援交付金の清算による国庫返還金でございます。

次に、同じく款03項02目02、0105子育て世帯への臨時特別給付金を支給する事業の節22償還金利子及び割引料として119万9,000円を計上しております。こちらは、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の清算による国庫返還金でございます。

最後に、同じく0302、02、0106独り親家庭の臨時特別給付金を支給する事業の節22償還金利子及び割引料として2,091万6,000円を計上しております。こちらは、令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の清算による国庫返還金となっております。

以上となります。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願ひいたします。

保育課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算になります。

20、21ページを御覧ください。

款3項2目3、0106民間保育園の運営を支援する。償還金利子及び割引料の9,339万2,000円、こちらは令和2年度の民間保育園運営費等の事業実績確定に伴う返還金となっております。

その下になります。0109幼児教育・保育を無償化する。償還金利子及び割引料の658万5,000円は、令和2年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

では、ページをめくっていただきまして、26、27ページを御覧ください。

上から3段目の枠になります。款10項4目1、0104民間幼稚園の運営を支援する。償還金利子及び割引料の753万1,000円は、令和2年度の事業実績確定に伴う返還金でございます。

その下になります。0105民間幼稚園に通う児童の保護者の負担を軽減する。償還金利子及び割引料の144万1,000円は、令和2年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

以上となります。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課宮本です。よろしくお願ひいたします。

一般会計補正予算のうち高齢福祉課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、12ページ及び13ページを御覧ください。

款15国庫支出金項2国庫補助金目2民生費国庫補助金の社会福祉費補助金のうち、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金は、市内グループホーム等におきまして老朽化した入浴設備の更新、いわゆるお風呂場のリフォームを行うことにつきまして、国から10分の10の補助金の内示があったことに伴いまして補正するものです。

次に、歳出につきまして、18ページ及び19ページを御覧ください。

款3民生費項1社会福祉費目3介護保険費の介護保険事業特別会計繰出金は、議案第62号として上程しております介護保険事業特別会計補正予算におきまして、各種介護サービス給付費や人件費などを補正することに伴いまして補正するものでございます。同じく地域介護拠点等の整備に対して助成するは、先ほど歳入で御説明申し上げました、老朽化した入浴設備の更新に対しまして、市として補助金を支出しようとするため補正するものです。

以上でございます。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしくお願ひいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出になります。

20、21ページ、3段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費0110難病患者に見舞金を支給する。難病患者福祉見舞金80万円の増額補正となっております。こちらは、難病見舞金の申請者数が当初見込みを上回ったためのものです。4月から9月の前半6か月で、令和2年度申請者が396名であったものが、今年度は436名で、40名の増となっております。残り6か月も若干の伸びを予測し、当初予算より40名増加の570名として増額補正といたしました。

続きまして、その下段の、0103胸部・胃・大腸・前立腺の検診を実施する。システム改修として673万8,000円の増額補正となっております。こちらは、令和3年8月5日付厚生労働省健康局長からの通知により、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業実施要綱に基づき、がん検診、簡易ウイルス検診、歯周病疾患検診、骨粗しょう症健診について、閲覧や市町村間での情報連携を令和4年度に開始するに当たり必要なシステムを整備するための費用となります。

歳入につきましては、12、13ページ、3段目の枠内になりますが、款15国庫支出金項2国庫補助金目3衛生費国庫補助金、様式標準化整備事業補助金より71万5,000円、情報連携システム整備事業補助金より353万8,000円の増額補正となります。

歳出に戻ります。

20、21ページ、3段目の枠内を御覧ください。款4項1目2予防費0108予防接種を実施する。需用費の医薬材料費として1,424万3,000円を減額し、同額を委託料として増額補正となっております。予防接種の委託料は、各医療機関がワクチンを購入し、ワクチン代金込みの委託料と、ワクチンは市が購入し、処理量のみ委託料の2通りの方法で行っていましたが、ほとんどの医療機関においてワクチン代金込みとなったため、今年度より一本化いたしました。当初予算で計上したワクチン購入代を全額減額し、同額の1,424万3,000円を委託料に付け替えるものとなっております。

同じく下段の0109、3、大人の風疹抗体検査と予防接種を実施する。需用費、クーポン券の印刷製本として91万2,000円。役務費、クーポン券の郵送料として45万6,000円

の増額補正となっております。こちらは、当初大人の風疹抗体検査と予防接種は令和元年から3年までの国の3か年事業として実施することとなっておりますが、全国的に国が見込んだ実施率51%に到達できなかったことを受け、事業継続となったため、令和4年4月早々に対象者へクーポン券を郵送するために必要な費用となります。

歳入につきましては、国2分の1補助となりますので、12、13ページ、3段目の枠内になりますが、款15国庫支出金項2国庫補助金目3衛生費国庫補助金、風疹予防対策補助金68万3,000円の増額補正となります。

次に、また歳出になります。20、21ページに戻りまして、3段目の枠内を御覧ください。款4項1目2予防費0110新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する。予防接種健康被害調査委員会開催費用として報酬10万円、費用弁償5,000円、3回目の新型コロナワクチン接種に係る費用として国保連手数料194万1,000円、委託料として1億9,266万5,000円の増額補正となります。

予防接種健康被害調査委員会ですが、現在新型コロナワクチンによる健康被害として2件の申請を受け付けております。新型コロナワクチンの場合、国からの補助が10分の10となるため、他の予防接種とは別に費用を計上いたしました。来年1月に調査委員会を開催する予定です。

3回目の新型コロナワクチンの接種ですが、厚生労働省健康局健康課予防接種室から令和3年9月22日付の事務連絡、「新型コロナワクチン追加接種の体制確保について」により準備を進めております。3回目の追加接種は、2回目終了後原則8か月以降において実施することが示されており、牛久市では現在令和3年4月、5月に2回目接種を終了した医療従事者等に、令和3年11月24日に3回目の接種券を郵送しており、12月13日から接種開始となります。現在のところ、3回目接種の対象者は、2回目接種終了者で18歳以上の希望者と示されております。令和3年度中に追加接種を迎える2万7,669人への接種に係る費用として増額補正となります。こちらの歳入につきましては、国の10分の10補助となりますので、12、13ページ、3段目の枠内になりますが、款15項2目3衛生費国庫補助金、新型コロナウイルス予防接種補助金1億9,336万1,000円の増額補正となります。

最後になります。

20、21ページ、3段目の枠内になります。款4項1目3母子衛生費0108未熟児養育医療費を給付する。療養給付費扶助費の95万円増額補正となっております。未熟児養育医療費は、母子保険法第20条により、療育のために病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行うこととなっております。当初は27件を見込んでいましたが、11月末まで確定の件数が22件となったため、年度内30件を見込み、増額補正いたしました。

歳入につきましては、国2分の1、県4分の1の補助となりまして、12、13ページ、2段目の枠内になりますが、款15項1目2衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費給付費負担金42万2,000円の増額補正となります。

以上となります。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち医療年金課所管分を御説明いたします。

歳入につきまして、12、13ページを御覧ください。

款19繰入金項1他会計繰入金目1特別会計繰入金のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰入金の343万7,000円につきましては、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計の清算に伴い、市負担分を一般会計へ繰入れるものでございます。

次に、歳出につきまして、18、19ページを御覧ください。

款3民生費項1社会福祉費目12国民健康保険事業費の0101国民健康保険事業特別会計繰出金のマイナス9万5,000円につきましては、国保特別会計における職員給与関係費の減額に伴う減額計上でございます。

また、0102国民健康保険事業基盤安定負担金を清算するの1,973万1,000円につきましては、過年度分の国、県からの過大交付金を返還する返還金でございます。

また、款3民生費項1社会福祉費目14後期高齢者医療給付費の0101後期高齢者医療事業特別会計繰出金のマイナス88万円につきましては、後期高齢者特別会計における職員給与関係の減額に伴う減額計上でございます。

最後に、目15医療福祉費の0103医療福祉費支給制度（市単独により医療費を助成する）の983万4,000円につきましては、今年度の支出実績から見込まれる療養給付費扶助費の予算不足分の増額計上でございます。

説明は以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 すみません、社会福祉課のところで、ちょっと聞き取れなくて。

放課後デイサービスへの何かのっていうところはどれになるのか、もう一回お尋ねしたいと思うんですけども。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 資料18、19ページの款3項2目2の0103障害児給付費を支給するという事業になります。こちらは放課後デイサービスの利用者が増加したことによって、給付件数が伸びたことによる増額補正です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

今市内にその放課後等デイサービス、何か所あるのか。あと、その通っていらっしゃる方は、市内以外のところでも通っていらっしゃる方いらっしゃると思うのですが、人数とか市内、市外分かりましたらお示しいただきたいと思います。

あと、健康づくり推進課のほうで、今検診のシステム改修っていう、検診の結果を利活用するというので、情報を連携するというお話だったんですけども、ちょっともう少し具体的にそ

の情報を、どういう中でそういう情報を活用するのか、個人情報になりますので、その医療機関の中で情報共有をするのか、そこら辺のところを少し詳しくお示しいただければと思います。

以上です。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、事業所の数なんですが、令和3年10月現在で、牛久市内にあります放課後デイサービスの事業所数は12か所ございます。そのうち約半数がここ半年ぐらいに一気に増えたような感じでございます。

それから、利用者の、牛久市内の利用者かあるいは市外の利用者かっていうその分類につきましてちょっと把握しておりません。

以上です。

人数はちょっと市外と市内で……

○須藤委員長 課長、後でもよろしいですよ、人数は。

○石塚社会福祉課長 そうですか。じゃあ、ちょっとすみません。

○須藤委員長 それでは、健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

今回のシステム改修は2つありまして、1つは検診機関から自治体に提出する検診結果の内容、情報について、様式を標準化して自治体の基幹システムに取り込むためのシステム改修になります。それぞれの検査項目、いろいろな検査項目を標準化して取り込むというものになります。

2つ目は、その健診結果を、マイナポータルを通じて個人に提供するために、データ標準レイアウトを定めて、中間サーバに副本登録として行うシステム改修という、この2点になります。

○須藤委員長 それでは、社会福祉課長、データ後でよろしいので提出ください。放課後デイサービス等を利用している人数のお尋ねがありましたので、それは資料として後ほど提出ください。

○石塚社会福祉課長 了解しました。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 社会福祉課の関係で2点伺いたいと思います。

18、19ページの住宅確保給付金事業、それと自立相談支援事業、これを清算ということで、返還金という説明があったんですが、実際に住宅確保、それぞれのぐらゐの利用率というか、利用者があったのかということです。その辺の実態を伺いたいと思います。

それと、社会福祉のところの医療福祉費、市と市単独の医療福祉の助成ということなんですが、これ支払い実績につきまして増えるという予想をしているんですが、主な疾病の内容、その辺どうなのかを伺いたいと思います。

それと、20、21ページ、母子衛生費のところの未熟児養育医療費、母子保健のところ、増えているということなんですが、その辺の状況をどういふふうに見ていくのか伺います。

戻って、すみません。社会福祉のほうで、行旅病人を援護するというところで、増加をしたということなんですが、確かこれは身寄りのない方々に対する援護だと思ふんですが、その辺増加した理由等、担当ではどのように把握をしているのか伺います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、住宅確保給付金の実績なんですが、令和2年度は延べ24世帯に給付を行いました。275万1,000円を令和2年度の実績として給付してございます。

それから、自立支援医療のことでいいんですか。自立支援医療につきましても、血液透析の患者が増加したことがこの給付の増につながっておりまして、現在令和3年度、35名の支給決定を行っているんですが、そのうち血液透析の方が24名ございます。24人のうち一般といえますか、生活保護を受給されている方は14人いまして、生活保護を受給者が1人この自立支援のほうに給付を受けますと、全額こちらで持つようなものですから、1人当たりの金額が年額数百万円、400万円とかすごい金額になってしまう実情がございます。

それから、行旅病人を援護する、こちらにつきましても、今年度も既に3件の御遺体を、埋葬まで行っているんですけども、その要因、印象的なものなんですが、やっぱり引取り手が見つからないとかいないっていう方が多いと。病院に入院されていてそのまま亡くなってしまうと、病院から一度市のほうで引き取って、安置をしている間にできる限り戸籍調査などをして身内を探しますが、見つかったとしてももう引取りを拒否しますと言われてしまって、結局市のほうでその引取りから安置、火葬、最後永代供養で牛久浄苑であるとか、それから稲敷市にお寺がありまして、どちらかに永代供養をお願いするような形で今対応している状況です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

未熟児養育医療の対象となる未熟児なんですが、生まれたときの状況によりまして、生まれたときの体重が2,000グラム以下であったりだとか、生まれたときに体温が34度以下でチアノーゼがあったり、生まれて24時間以上排便がなかったり、黄疸が強かったりと、様々な症状がある場合に、医師が入院療養が必要だと認めた方が対象となっています。大体が早産であったりだとか、先天性の疾患があるケースが多いです。

生まれたときの状況で見込みは立てられないんですけども、今までのケースで言うと、平成30年が32件、令和元年が24件、令和2年が14件で、令和2年が少なかったもので、今回前年度と同様ということで今年度件数少なく上げてしまったんですけども、今年度4月から9月の状態で20件と、前年度を上回ってしまったというところで、増額にさせていただいています。

今後とも出生率は、出生数は減っていくかもしれないんですけども、この状況は様子を見ながら随時検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療福祉費支給制度、市単独の、疾病の内容でございますけれども、特別国保のレセプトのほうを見ても、特殊な病気がということではございまして、特に記憶に残るような疾病の内容はちょっと把握してございません。

ただ、当初予算の策定の時期はどうしても、昨年度は受診控えが強かった時期に作成しており

ますので、その後通常の、今までであれば風邪等で病院に行くのをためらったけれども行くようになったりということで、全体のお医者さんに行く回数が増えたことにより、マルフクのほうで対象になる医療費のほうも増えているというふうな状況になります。

また、社保加入者につきましては、ちょっとレセプトがないものですから、疾病の内容は把握しておりません。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません、順不同に聞くこともありまして。

行旅病人のほうなんです、やっぱり地域との関わりが薄くなっているというか、そういうような実態がやはりこういうところにも表れているんじゃないかと思うんですが、この辺、おひとり暮らしで、地域の中で亡くなっていたとかそんなような実態、そういうのはやはり市のほうでも、例えば要援護者台帳とかそういうのに登録があればすぐにいろいろと対応が早いと思うんですが、そういう引取り手のないというか、そういうような状況等についても今後対応していかなくちゃいけないというふうに思うんですが、その辺をもう少し詳しく伺いたいと思います。

それと、住宅確保給付金のほうは、令和2年度が24世帯ということなんですけれども、仕事を失ったりで、その住居のほうだけ確保できればなんとか生活保護に行かないで対応とれるという話も聞いていたので、その辺の状況、生活保護基準と同じようなこの保険給付というふうに聞いているんですけれども、その辺の実態はどうだったのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それと、未熟児のほうなんです、2,000グラム以下ということで、早産等で出生したお子さんたちの状況なんです、その後も入院をされているということなので、市のほうでもその生育の環境なども把握をしながら相談に乗っていると思うんですが、その辺の状況を伺いたいと思います。

医療福祉費のほうは、今度のコロナとかそういうような影響で、受診控えとかそういうようなことなんかも影響したのではないかと思われませんが、主に牛久市はそういう医療の問題についてはかなり助成を出しているんで、早期発見のためにもかかりやすい状況があるんじゃないかと思いますが、その辺風邪とかそういうの以外にも、例えば中学生以上になるとけがとかそういうのもあるというふうに聞いているんですが、その辺の把握等はどうだったのか、その辺だけちょっと伺います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、1点目の、地域における見守りあるいは人間関係が希薄になってきているのではないかとこのところなんです、この行旅病人のほうの事業だけに申して言いますと、市内の大きな総合病院のほうに救急で運ばれてきてしまって、時間が短い間に亡くなってしまふという、それは牛久市民に限らないのが、ほぼほぼ牛久市民じゃない方です。

また、市内における地域福祉活動に関して言いますと、やっぱりまずは見守り台帳などに登録のほう、こちらでは積極的に促しまして、民生委員自体が区長、あるいは地区社協、そういった大きな、人の目が、なるべく多くの目がそこで見られるような仕組みづくりをしているわけなん

ですが、現在見守り台帳の登録者、昨年で4, 130名の方が登録されております。この方、登録されている方がお亡くなりになったり、新規で加入したりしますと、都度都度月ごとに民生委員や区長にその情報を更新してお渡ししております。

そういったところを今やっているところなんですが、そういう中でもやっぱり孤独死というのは年間数件ございます。ただ、発見が早いか遅いかっていうのがありまして、やっぱり常に近所の方が気にしてくれている場合ですと、お亡くなりになられていても、例えば2日とか短期間で発見できる。これが、周りの目が全然分らないと異臭ですとかそういった、様子の変だとかいうことで1か月後に発見されるとかそういったところで、やっぱり地域の方の見守りも、遠くから見守っているというのも必要なのかというのも考えてございますし、いろいろ難しいところではあるんですが、できることから市としては進めているところでございます。

それから、住居確保給付金事業、こちらにつきましては、現在社協のほうで自立支援相談事業のほうを委託しております、この相談の中で、緊急小口の貸付なのか総合資金の貸付なのか、あるいは住居確保が必要なのかという相談を一括でそこで受けまして、住居確保が必要な際には御案内をして、丁寧な対応とともに事業のほうを進めているところなんですが、ちょっと今数字は、令和3年度の数字はちょっと手元にないんですが、やはり件数は昨年と多分年間通しますと同じぐらいの件数行くのではないかというふうに見ているところです。自立相談支援事業の中で、その人が何を必要としているかというところを見極めた上で、必要な今ある支援制度につなげてございますので、住居確保給付金につきましても引き続き丁寧な説明と案内を実施していきたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 未熟児養育医療費を給付したお子さんと保護者の方への支援になりますが、まずはこちらで新生児の赤ちゃん訪問というのを1か月前後で行っているんですが、そのときにまだ入院中だということに知る場合だとか、あとは早くから保護者の方が今入院していてこういう状態なんだという養育医療の申請が上がってきたりだとか、あとは病院のほうからこういう状態のお子さんがあるだとか、この3点ほどで情報を把握することができます。情報を把握しましたら、その後は保護者の方への精神的なフォローを行いつつ、状況のほうを病院のほうからいろいろ聞いたりとかしてその後のフォローにつなげているんですが、残念にも障害が残ってしまうとかっていう場合にはまた福祉課と連携をとったりだとか、あとは退院をしてもなお医療がずっと引き続き必要だということには訪問看護につないだりだとか、そういった多くのサービスを使いながら、そして使いながらもお母さんのほうの気持ちのフォローをしながらということで支援をしているところです。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 遠藤委員おっしゃられますように、牛久市では独自の政策として子供のマルフク、県では対象としていない入院外、いわゆる外来までマルフクの対象とございまして、こちらの中学生までのこの部分につきましても予算が不足するという状況がありますので、お子さ

んであれば内科、病気だけではなく、けがなどもあるであろうということは想像できるんでありますけれども、この疾病の内容につきまして、今年度分は私ちょっと把握してございません。今後は把握するように努めます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 1点だけ確認をしたいと思います。今の生活確保給付金なんですが、社協に委託をしている自立のその事業なんですが、たしかここ前々から私どもやっぱりいろいろと相談の、一括、あちらこちらではなくてワンストップサービスの、そういうので相談をできるようにということを、議会なども取り上げながらやっていたんですが、この専門の職員がこれに当たったという話もちょっと聞いたんですが、その辺の実情等は社会福祉課と連携しながらやっているのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 現在社協に委託している生活困窮者らの自立支援事業なんですが、現在4名の職員が担当に当たってまして、県が行うような、必要な支援者の研修を実施しております。社会福祉課との連携は常に、まず社協のほうの自立支援のほうで受けていただいた相談を、難しいケースなどにつきましては社会福祉課のほうにすぐ相談をかけまして、お互いに連携して対応しているというところでございます。

まず、社協のほうで受けていただいて、それから難しい困難ケースなどについては常に社会福祉課と連携して対応してもらっています。

○須藤委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。利根川委員。

○利根川委員 確認の意味でお伺いしたいんですが、コロナワクチン接種に関して、9月までの体制で6か月というふうに言うんですけれども、混乱のないようにという話は聞いておるんですが、全て対象者のワクチン数が確保できているのかどうかということ、それと今問題になっているのは、そのファイザーかモデルナかというようなこともあって、今牛久市のほうで確保しているのはどのぐらいなのか、ファイザーかモデルナか、来年の3月まで、その点についてちょっと確認をしたいんですが。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチンなんですけれども、ワクチンの確保は現在のところ1月末までの分として、ファイザー社製のものが来る予定になっております。今のところはそこまでして、その先モデルナなのかファイザーなのか、どのぐらい供給されるのかというのはまだ通知がないところです。

ただ、今までファイザー、1、2回目ファイザーをやってきた方が全てファイザーでできる分のワクチンにはならないだろうというようなことを言われていまして、そのあたりで、受ける皆さんが自分はどっちなんだとか、希望すればできるのだろうかとか、いろいろ御心配になるかと思うんですが、そのあたりをどのように調整していったらいいかというのが、こちらとしてもワクチンが供給されるのがいつなのか、どの種類が来るのかというのが明確に示されていないも

ので、いろいろなパターンを想定しながら今調整しているところです。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 9月末といいますと、7月に受けた方になりますか、最終的には。その方は全部ファイザーで接種できるということでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 すみません、今確保できているのは、今年の令和3年の4月、5月に受けた医療従事者等の皆さんに対して、この12月、1月で接種をしていくということになります。その12月、1月で接種する分については1月末まで、そこまではファイザーのものしか今来ていない状況です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第60号令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第60号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 議案第60号牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、歳入は、8、9ページを御覧ください。

款4 県支出金項1 県補助金目1 保険給付費等交付金のうち、保険給付費等交付金（普通交付金）の1億3,000万円につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費負担金の不足見込み分の増額計上に伴い、同額を増額計上するものでございます。

また、款5 繰入金項1 他会計繰入金目1 一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金のマイナス9万5,000円につきましては、職員給与費の過大分62万3,000円と、事務費の不足分52万8,000円の差額を減額計上するものでございます。

次に、歳出は、10、11ページを御覧ください。

款1 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費の0101 国民健康保険事業特別会計職員給与費のマイナス62万3,000円につきましては、定期人事異動に伴う人件費の不用額の減額計上でございます。

また、総務費款1 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費の0103 被保険者証等を交付するの52万8,000円につきましては、郵便料の不足見込み分の増額計上でございます。

また、款2 保険給付費項1 療養諸費目1 一般被保険者療養給付費の0101 一般被保険者に現物分の医療費を給付するの1億3,000万円につきましては、医療費の増加傾向による療養給付費負担金の不足見込み分の増額計上でございます。

説明は以上です。

○須藤委員長 これより議案第60号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。

以上で、議案第60号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第62号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 改めましてよろしくお願ひいたします。

議案第62号令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれ6,885万4,000円を減額して、総額をそれぞれ64億4,200万円とするものでございます。

では、議案書のページ順とは異なりますが、先に歳出を、次に歳入を御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものにつきまして、10ページ及び11ページを御覧ください。

歳出ですが、介護保険の地域密着型介護サービス給付費等につきまして、上半期の給付状況等を踏まえ、下半期の給付を見込んだ上で、それぞれ増額したり減額したりするものと、人件費につきまして、職員の異動に伴うもののほか、同じく上半期の執行状況から下半期の支出を見込んだ上で減額するものが主な内容でございます。

次に、歳入につきまして、8ページ及び9ページを御覧ください。

歳入ですが、ただいま歳出として御説明申し上げました介護保険給付費の補正に伴い、保険料のほか、国、県、市が負担すべき割合に応じてそれぞれの補正するもの及び人件費の減額に伴い補正するものとなります。

以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第62号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第62号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第63号令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第63号について、説明者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 議案第63号牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入2件、歳出3件、総額255万7,000円の補正となります。

まず、歳入は、6、7ページを御覧ください。

款3繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金のマイナス88万円につきましては、職員給与等繰入金の過大分103万4,000円と、事務費繰入金の不足分15万4,000円の差額を減額計上するものでございます。

また、款5諸収入項4雑入目2後期高齢者医療療養給付費負担金清算金の343万7,000円につきましては、令和2年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う清算交付分となります。

続きまして、歳出は、8、9ページを御覧ください。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費の0101後期高齢者医療特別会計職員給与費のマイナス103万4,000円につきましては、定期人事異動に伴う人件費の不用額の減額計上となります。また、0102後期高齢者被保険者の資格を管理するの15万4,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の不足分を増額計上するものでございます。

また、款5諸支出金項2繰出金目1一般会計繰出金の343万7,000円につきましては、令和2年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う清算交付分を一般会計に繰り出すものでございます。

御説明は以上です。

○須藤委員長 これより議案第63号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第63号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第67号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第67号について、提案者の説明を求めます。こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 こども家庭課の飯島です。よろしくお願いいたします。

こども家庭課所管の追加補正の内容について御案内いたします。

まずは歳出からお願いいたします。

10ページ、11ページ、上段を御覧ください。

款03項02目02、0105子育て世帯への臨時特別給付金を支給する事業で、合計6億5,008万8,000円を計上しております。

まず、節3職員手当12万6,000円は、給付金事務に想定される職員の時間外手当でございます。

次に、節10需用費24万2,000円は、消耗品として使用する通知書用のコピー用紙、チラシ用の色上質紙、封筒、宛名シール代金となっております。

続きまして、節11役務費254万2,000円は、通知書の郵送代金でございます。

節12委託料217万8,000円は、1月に送付予定の公務員や高校生の世帯への給付金支給事務の委託料となっております。

最後に、19節扶助費といたしまして6億4,500万円を計上しております。こちらは給付金の本体となっております。1万2,900人を想定しております。

なお、財源は100%国庫補助金となりますので、歳入については8ページ、9ページの上段を御覧ください。

款15項02目02の節2子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金といたしまして6億4,5

00万円。子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金といたしまして508万8,000円を計上しております。

以上です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出になります。

10、11ページ、2段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目2予防費0108予防接種を実施する、役務費、子宮頸がん予診票送付費として44万4,000円。委託料、子宮頸がんワクチン予診票等印刷業務委託として66万9,000円の増額補正となっております。

子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成25年度から積極的勧奨を差し控えてきましたが、令和3年11月に26日付の厚生労働省健康局長通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後について」により、基本的には令和4年4月から予診票の個別通知等により積極的勧奨を行うことが示されました。現段階では、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応までは決定しておりませんが、今回の補正予算では、定期接種となる小学校6年生から高校1年生の学年相当に当たる5学年分と、接種機会を逃した9学年全ての方を対象とし、個別通知と予診票の送付の準備を年度内に行うために必要な経費を計上いたしました。

以上となります。

○須藤委員長 これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 子育て世帯の臨時特別給付金、いろいろ国のほうでも二転三転しておりますけれども、取りあえずこれは5万円分ということだと思っておりますが、中学生までのもう人数がつかめている方、その方たちにはこの閉会后、支給はいつぐらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、所得制限で支給されない世帯数っていうのはある程度把握ができているのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 まず、先行給付についての振込日ですけれども、こちらはシステム改修が完了し、給付対象者を抽出して、追加補正予算が可決され、予算措置ができてから通知等の発送をいたしまして、全てが順調に行って、振込日は12月27日月曜日を予定しております。

次に、特例給付の対象者ですが、児童手当の特例給付の対象者は約1,000人となっておりますので、今回対象にならない人は1,000人ほどいるということです。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

先ほどの、1月になったら高校生と公務員の方に郵送するというお話だったんですが、この高校生っていうのは牛久市内に住んでいらっしゃる高校生、住所がある方、高校生全員にお送りするという事なんでしょうか。そこら辺お尋ねいたします。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 高校生の場合でも、同じ世帯に中学生がいる場合は児童手当の情報が、口座の情報がありますので、一緒に振り込みできるということです。高校生のみのお宅について、郵送で申請してもらうような形になります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 今所得制限があつて、これ年収で960万円というふうに言われているんですけども、こういう方が対象外となるのか、その方が1,000人というふうに理解をしいものかどうかをちょっと確認したいと思います。

それと、周知方法としてはもう既に児童手当のそういうシステムがあるので、12月27日まではそれができれば可能だということなんですけど、そういう対象外っていうのか、それについては既にもうどうするのかというのは自治体で、いろいろ対応されている自治体もあるというふうに聞いているんですけど、牛久市は今後そういう方々に対しての対応というのは、これから検討されるのかどうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、あとこの給付については、例えば、たしかこれも世帯主に給付だつていうふうに聞いているんですけど、離れているというか、いろいろ事情で、そういうような事例等が前のときにはあったのかどうか。その辺も伺いたいと思います。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 まず、所得制限960万円以上の方への給付のお話ですけども、今回の子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとなっております。市単独給付を支給する場合は、国からの補助はありませんので、市独自の予算措置となります。国庫補助金があつての今回の給付金なので、市の財政状況や考え方など慎重な協議が必要だと考えます。

それと、前回の対象外の人の数については、大変申し訳ありませんが、手元に資料がありませんので、後でお示ししたいと思います。

○須藤委員長 遠藤委員、再度。

○遠藤委員 前回のときには世帯主への口座に入ったというふうに理解をしているんですけど、今回もそのような対応をされると思うんです。いろいろと事情によってその住所地にいない場合とか、そういうような特例というんですか、そういうようなことも当然考えらえると思いますが、そういう問題についてどうなのかということを知りたいと思います。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 世帯主以外の、特別な事情でほかの、特別な事情の場合には、国から示されているQ&Aがありますので、そちらのほうをよく読み込んだ上で給付したいとは思ってお

ります。

ただ、今詳しいお話は、申し訳ありませんがすることができません。すみません。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今はその10万円と言っている中の5万円分についての多分国からの、それだと思わうんですが、その後については何か情報というのは市のほうに届いているのかどうか。クーポン券だとかいろいろな情報が今交錯をしているようなので、その辺は担当のほうでどうのということとは多分難しいと思いますが、そういうような情報をやはりいち早く市民にも伝えてほしいと思うので、その辺の対応についてどう考えていくのか、その辺だけお聞かせください。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○飯島こども家庭課長 手元に届いている国からの要綱の中には、まだ5万円の先行給付の分だけのみのことしか書かれておりません。正式な文章はまだ届いていなくて、国の補正予算が決まり次第こちらには届くことになると思います。

今の時点では、今手元に、初めての説明会を12月3日にテレビチャンネルで聴いたんですけども、基本は5万円のクーポン券で、どうしてもクーポン券が発行できない場合に限り現金を可とするということしかまだ載っておりませんので、現時点ではどちらとも言うことができません。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 来年度の5万円のクーポン券の話ですけれども、岸田首相の答弁では、クーポンでも現金でもいいというような国会答弁はしていますよね。各市町村がそれなりにというふうに私ども聞こえるんですが、まだ国から支給が来ていないからそんなことも検討されていないのかとは思わうんですが、ただその非常に国、地方自治体、それとその受ける人に対するマイナス点が多すぎるというような指摘もあるので、そこら辺の検討というのは今後国からの指示ではなくて、市としてやられるのかどうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○須藤委員長 保健福祉部次長。

○飯野保健福祉部次長 今の委員の御質問にありましたように、今国のほうで議論を重ねているその後半の5万円のクーポン券、あるいはポイント制の部分ですとか、あるいは現金支給とかいろいろな議論をされているところあると思いますけれども、担当としてはもちろん通常の振込の口座等があって、前半の5万円の支給の実績がありますから、現金のほうが非常に事務の手続はやりやすいと思います。あと、それを受ける市民のほうも、やはり現金という声ももちろんあって、ただ地域経済に確実にその効果を落とすというものであればクーポン券という方法もあると思いますので、今のところいろいろな選択肢あると思います。

国のほうでも今盛んに議論をしているところですので、自治体が迅速に動くというのが国のほうの、またその支援といいますか、そういったものも受けられるか受けられないか、いろいろな状況が切り替わっていますので、自治体のほうでのある程度の期限のところを見ながら、効果が出るやり方、あるいは受ける市民側の、必要とされる方のその給付で、一番恩恵を受けるやり方、

そういったものも庁内で議論しながら対応していきたいと思いますが、後半のところは今のほうの判断、議決といいますか、それを待って、要項が下りてきますので、それを踏まえて適切に、迅速に判断していきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 このクーポン券ないし現金の問題については懸念することが、国のほうは現金でもいようなことを言ったとしても、それが補正予算で、国が通るかどうかっていうのが問題であって、現金給付してしまったら国から来なかったなんていう可能性もあると。だから、ここら辺のところの情報収集は十分、ただ使う身にとってみればクーポン券より現金のほうがいい。クーポン券にする理由っていうのは、子供以外に使うのではないかということ、現金だと貯金しちゃうんじゃないかっていうような、いろいろなこと言われていますけれども、そこら辺のところは十分調査をされて、ただ使うほうの、市のほうも、使うほうの身になってみれば、現金のほうが当然やりやすいというふうに思うので、それを前提に情報収集をよくしてもらって、市民とあと市のほうもいようにしてもらいたいというふうに思います。

以上です。答弁はいいです。

○須藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方。ほかに御意見、質疑のある方。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で保健福祉部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩といたします。再開は16時45分といたします。

お疲れさまでした。

午後4時36分休憩

午後4時45分開議

○須藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部、建設部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました環境経済部、建設部所管の案件は、

議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第61号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 環境政策課の横瀬でございます。よろしくお願いいたします。

議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）におけます環境政策課所管の補正予算について御説明いたします。

今回の補正は、歳出予算の補正となっております。

補正予算書の20ページ、21ページをお開きください。

21ページの一番下の段を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目4環境衛生費節18負担金補助及び交付金におきまして、270万円の減額をしております。こちらは、うしくみらいエコフェスタが、コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が中止となりましたことに伴っての減額です。

以上が、環境政策課所管の補正予算の内容です。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 廃棄物対策課木村です。よろしくお願いいたします。

廃棄物対策課所管の増額補正について説明いたします。

予算書23ページを御覧ください。

款項目節4の2の2の12、0104焼却灰を処分する。当初予算におきまして、焼却灰の量を2,720トン、1億545万円を見込んでおりましたが、令和3年4月から9月までの翌月において対前年比5%の増となっていることより、10月から来年3月までも同様の増を見込んだ場合1,050万円の不足が見られるために、増額の補正を行うものです。

続きまして、予算書23ページです。款項目節4の2の4の18、0112生ごみ処理機の購入と修繕に補助する。こちらにつきましては、当初45万円の予算でしたが、30万円を増額補正するものです。購入者からの口伝えで情報が伝わっており、普及しているものと考えられます。また、販売店などから補助金制度を知り、申告してくる方もおります。また、広報誌においても機会があるごとに掲載しており、今回のような資金というか補正をするに至ったと考えております。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、農業政策課所管の事項について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

下段になります。款16県支出金項2県補助金目4農林水産業費県補助金節1農業費補助金、強い農業づくり交付金、補助率10分の3。マイナスの680万6,000円です。こちらは、3経営体による農業機械の補助要望でしたが、1経営体の要望取下げと、残る2経営体の機械購入費が、当初予定していた金額よりも下がったため減額するものです。同額で歳出の減額補正も

しております。

次に、その下になります。産地パワーアップ事業交付金、補助率2分の1。マイナスの2,180万1,000円です。こちらは、ソーラーシェアリングによるキクラゲの菌床栽培をすることでの補助要望でしたが、設備などの計画変更により補助要件に合わないということで、要望取下げによる減額となります。こちらも同額での歳出減額補正をしております。

次に、その下になります。茨城県機構集積協力金交付事業費補助金、補助率10分の10。413万6,000円です。こちらは、今年度農地中間管理事業を実施した岡見下地区、小坂団地の下から岡見にかけの小野川沿いになります。約13.2ヘクタールと、過去に事業を実施している桂地区の積み増し分の1.8ヘクタールに対して、地域集積協力金として310万2,000円、経営転換もしくはリタイアした農業者24名に対して支払われる経営転換協力金103万4,000円の計413万6,000円を歳入歳出ともに同額で増額補正するものです。この事業は補助率10分の10となりますので、市の持ち出しはございません。

次に、その下になります。款16県支出金項2県補助金目4農林水産業費県補助金節2林業費補助金、身近な緑整備事業推進費事業補助金、こちら補助率10分の10。マイナスの240万円です。こちらは、当初予定しておりました新地地区での事業実施による要望取下げでの減額となります。こちらも同額での歳出減額補正をしております。

最後になります。14ページ、15ページを御覧ください。

中段になります。款21諸収入項4雑入目4雑入節1雑入、返戻金返還金経営転換協力金返還金。260万9,000円です。こちらは、中間管理事業を利用しまして、過去に経営転換協力金というものを受けたものなのですが、その1名より、ちょっと地権者より売買での小売り解約の申出があったので、6万円を当初予算計上しておりましたが、その後さらに3名の地権者から同様の申出がありましたので、26万9,000円を歳入歳出ともに増額補正するものです。こちらの協力金は、受給した地権者のほうからの返還となりますので、市の持ち出しはございません。

次に、歳出でございます。

補正予算書の22ページ、23ページを御覧ください。

中段になります。款6農林水産業費項1農業費目3農業振興費0102農業や漁業団体の活動を支援する、マイナスの2,860万7,000円。0108農地中間管理事業を推進する、440万5,000円。その下、款6農林水産業費項2林業費目1林業振興費0102里山の再生を進める、マイナスの240万円となります。こちらは、先ほど歳入で御説明させていただきました事業での歳出の同額補正となります。

以上となります。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課大徳です。よろしくお願ひいたします。

議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、商工観光課所管のものについて御説明をさせていただきます。

歳出予算の補正でございます。

22ページ、23ページをお開きください。

款7商工費項1商工費目2商工業振興費の2事業及び目3観光費の1事業が当課所管であり、総額で2,010万円を増額補正しております。目2商工業振興費の0101中小企業に資金融資の助成をする事業の牛久市事業者応援給付金は、新型コロナウイルスの発生に起因して経営の安定に支障が生じており、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく牛久市長の認定を受け、金融機関から融資を受けている事業者に10万円を給付するもので、5,000万円を新規計上しております。市長の認定要件といたしましては、具体的に申し上げますと、直近1か月の売上高が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる事業者ということになります。

続きまして、0103うしくWaiワイまつりの開催を助成する事業の補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度に続き開催を見送りましたうしくWaiワイまつりの補助金320万円全額を減額計上するものでございます。

目3観光費の0103かっぱ祭りを支援する事業の補助金につきましても、うしくWaiワイまつり同様開催を見送りましたうしくかっぱ祭りの補助金2,670万円全額を減額計上するものでございます。

なお、当課における歳入予算の補正はございませんが、予算書12ページ、13ページをお開きください。

款15国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）、10分の10の4,184万7,000円を、先ほど御説明させていただきました牛久市事業者応援給付金の財源として充てることを予定しております。

以上でございます。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課です。よろしくお願いたします。

都市計画課所管の内容につきまして御説明させていただきます。

歳出になります。

24、25ページを御覧ください。

中段になります。款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費の0105都市計画を適正に管理する事業でございますが、東狸穴地区の宅地開発を進めるため、都市計画法等の手続に必要な国、県との協議資料作成等の委託料として1,005万4,000円を補正計上させていただくものでございます。

同じく目3公園費の0102公園緑地街路樹を適正に管理する費用でございますが、作業員の人員不足解消及び障害者雇用促進のため会計年度任用職員1名増となったことから予算に不足が生じるため、当初予定していた職員手当より合わせて123万円を増額補正させていただくものでございます。

また、備品購入費でございますが、公園等に設置しております防犯カメラ1台、レコーダー4

台が故障してしまい、早急に交換を行うため、123万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

以上となります。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課高野です。

建築住宅課所管による補正予算について御説明いたします。

内容は、猪子住宅建て替え事業の先送りについてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外含む住宅建築事業の増加やコンテナ輸送業務の停滞、遅延等により、建築用木材等の品薄、高騰が続いている状況を鑑み、価格、流通とも現在見通しが立たない状況であることから、今年度の猪子住宅建て替え事業を取りやめることとしました。

それでは、歳入から御説明いたします。

歳入、12ページ、中段になります。

15国庫支出金2国庫補助金5土木費国庫補助金9,951万9,000円の減額補正となります。これは工事、建設費の補助金となっております。

続きまして、歳出予算です。

25ページ、こちらも中段になりますが、8土木費5住宅費1住宅管理費0103未使用の木造住宅を解体する、これを302万5,000円減額するものです。こちらは市営住宅、市営猪子住宅の解体費となっております。

続きまして、0104市営住宅を建設する、こちらが2億2,169万3,000円の減額補正となっております。こちらは検査手数料工事管理委託費、それから工事請負費となっております。

以上が建築住宅課所管のものでございます。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課加藤です。よろしく申し上げます。

道路整備課所管の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出になります。

24ページ、25ページを御覧ください。

上から3段目になります。款8土木費項2道路橋梁費目3道路新設改良費の0105都市防災推進事業で市道を整備するの事業の保証金となります。今年度予定している道路拡幅整備の中で立木等の保証が発生するために、620万円を増額補正するものとなります。

以上です。

○須藤委員長 建設部次長兼水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課の野島でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、下水道課所管の内容につきまして御説明いたします。

歳出補正でございます。

24ページ、25ページの上から4段目の欄を御覧いただきたいと思っております。

款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費0101下水道事業会計負担金でございますが、後ほど議案第64号牛久市下水道事業会計補正予算において御説明をいたしますが、下水道事業会計における執行見込額の不足分といたしまして、100万円を増額補正するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 2件お願いいたします。

まず、農業政策課です。里山の再生を進めるという事業なんですけれども、今回県のほうで森林湖沼環境税が5年延長になるというお話があったと思うんですけれども、こちらに関する補助金というのが今後どうなっていくのかということ、お分かりの範囲でお示しいただければと思います。

それから、都市計画の北部地域の宅地開発のところなんですけれども、資料のほういろいろ出していただきましてありがとうございました。その中でも含めてなんですけれども、まず閉会中の事務調査のときにお示しいただいたのは、これが9月だったと思うんですが、その時点で地権者を一堂に集めて説明はできなかったけれども、その後非公式に全ての地権者とやり取りして、ほぼ開発については理解していただいているということだったんですが、その後、今現在この地権者とのお話っていうのがどうなっているのか、その後の状況、もし変わってればお伺いしたいと思います。

まずはその2点お願いいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

森林環境湖沼税に関しましては、延長はするということでリリースされておりますけれども、当課のほうで所管している身近な緑整備事業に関しては、今年度で打切りという話には聞いております。ただ、今後どういう展開になるかちょっとまだ伝わってきていない状況です。

以上です。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 東狸穴地区の地権者の方の御説明の関係なんですけれども、閉会中の調査以降、緊急事態宣言明けの10月17日に、地権者の方を対象とした勉強会を開催いたしました。その中で、もちろんいろいろな御意見や御質問はいただいておりますが、概ね皆さん御理解をいただいているという理解でおります。今後も勉強会等を引き続き開催して理解を得ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、その森林湖沼環境税は延期になったけれども、牛久市で該当するような補助金があるかどうかっていうのは今後のことになるのかということ、ちょっと確認したいと思います。

それからお出しいただいた資料、都市計画課のほうですか、お出しいただいた資料の中で、スケジュール案というのを御提示いただいたんですけども、今後この予算が通った後、都市計画変更の手続として、県のほうからは概ね前向きな方向性をいただいているということだったんですが、この都市計画変更手続のための調査を行って、間違いなくその変更というのが、県のほうから許可が下りるのかどうか、決定が下りるのかというのは、その確実性というんですか、そういったものはどうなんでしょうか。ちょっとそこら辺お伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 再度の御質問にお答えいたします。

現段階では、その当課で何が該当するかというのは、今後のリリースの状況によると思います。

以上です。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 今回の都市計画の変更は区域の変更になりますので、県の決定になります。

県のほうは、このスケジュールにもありますけれども、国のほうと今後協議をしていかなければなりませんので、県のほうと市のほうとしては許可が下りる方向でこちらは進めていきます。県のほうもそのつもりで国と協議していただきますけれども、確実性、確実にというか、そこまではまだ協議をしていかないと、そういうところがあるということです。

○須藤委員長 山本委員よろしいですか。

ほかに質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしく申し上げます。

2 3 ページの中小企業に資金融資の助成をする事業についてお尋ねいたします。

5, 0 0 0 万円の計上になっておりますが、この助成についての周知方法と期間と支給時期、それと5, 0 0 0 万円を超えた場合どのような対応をするかをお伺いいたします。

以上です。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 まず、周知方法なんですけれども、こちら市長の認定を受けているという条件がありますので、全てこちらで市長の認定を受けたものというのを把握しておりますので、個別に通知をするということで考えております。

期間につきましては、3月15日までということで今要項の準備をしているところです。議会で議決をいただいてすぐに通知書を出して、3月15日までにその対象になる事業者の方に申請をいただいております。お支払いをするというような流れで考えております。

支給時期につきましては、申請をいただいて、交付決定をして、2週間程度で支給はできると思いますので、申請をいただいて2週間後というような御認識をいただければと思います。

それと、5, 0 0 0 万円、これ予算を超えた場合ということなんですけれども、まず今現状で考えていて、予算を超えることはないかというところで試算はしているんですけども、万が一

超えた場合でも、条件を満たして市長の認定を受けているものであれば支給したいというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうからは、市営住宅を建設するということで、材料価格の高騰による猪子住宅の事業が先送りになったということなんですが、そうすると、この全額、補正前の予算額の2億1,069万3,000円全額が予算から削除されるということは、今後この市営住宅の建設というのをどのように市として考えていくのか、いろいろと計画については、かなりコンサルか何かをお願いをして、かなり立派な計画書を私たちも見ておりますので、その辺市営住宅についてどういうふうに今後考えていくのかどうか伺います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 お答えいたします。

現在の価格の上昇が、調査したところ、4,107万4,000円増額となっています。この状況は、令和4年度中は続くと考えていますので、来年の予算の時期に、令和5年度の状況を見て再スタートが切れるかどうか判断していきたいと思っています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この材料の価格高騰というのはコロナの問題、それからいろいろと、海外とのいろいろな問題なんかも、多くの問題が含まれていると思うんです。

ただ、ここの猪子住宅の建設というのは、やっぱり市長の公約でもあったわけですから、その辺で今後やっぱり令和5年ぐらいですか、そのあたりをとということなんですが、やはりここで政策が変わるといこと、それなりにやはり多くの問題を含むと思いますので、猪子住宅だけではなくて市営住宅全般に影響があるというふうに考えていますが、ただそういうふうに先送りするという事業だけではなくて、ほかにやっぱり住宅を求めている、市営住宅の問題というのは多くの方がやっぱり求めておりますので、その辺をもう少し詳しく計画等について分かるように説明をお願いしたいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 猪子住宅の木造のほうの建て替えについては、建築住宅課の職員みんなでプランを考えたり、思い入れもあるので、とにかく価格が下がったら即実行していきたいと思っています。当然設計費等にも国庫補助金が入っていますので、これ中止ということは、今のところは全く考えておりません。この間は、鉄筋コンクリートのほうの市営住宅のほうにも空きが結構出ているので、こちらを改修しながら、市営住宅に入りたいという方の要望は取り入れていきたいと思っています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、今回は先送りによる減額ということなんですが、設計とか計画とかについては、変更する考えはないということを確認したいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 設計等の内容の変更については考えておりません。

○須藤委員長 よろしいですか。

ほかに。市川委員。

○市川委員 商工費、今諸橋委員からありました、もう少しちょっと詳しく。

市長の認定ということは、いわゆる5号認定っていうのはまたちょっと違うのか、それともこの5,000万円は市長が認定しているということは、1件当たり幾らで何社っていうのはもう数字で、市長認定というふうなお話でしたので、そうすると数がもう分かっている前提でこの5,000万円というふうな数字を踏んでいると思うんですけども、そこをもう少し詳しく、よろしく願いいたします。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 認定なんですけれども、いわゆるセーフティーネット、4号認定というものでございまして、こちら先ほど御説明させていただいたんですが、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、これコロナによって減収を余儀なくされたというようなもので、過去には東日本大震災ですとか、あと大規模な台風ですとか、そういったことがあったときに発令される制度でございまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、申請の直近の月が前年の同月と比べて20%以上、それと向こう3か月と前年同期に比べて20%売上げが減収した場合ということで、今回このセーフティーネット4号というものを対象にしております。

それで、こちら5,000万円の予算につきましては、10万円の500件分ということで、既に450件程度申請があったものに対して市長が認定をしております。これから、昨年のコロナが発生して、この制度が発令された令和2年3月2日から今年の、令和3年12月28日、今年いっぱいまでに市長の認定を受けて金融機関から借入れをした事業者に対して10万円の給付金を支給するという内容になっております。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 これ金融機関から受けていない場合というか受けられなかったような会社等々はどういうふうに、そこら辺は引っかけからないという、あと青色申告とかありますよね。だから、株式会社、要するに会社法なのか法人なのか、そこら辺のところもし分かれば。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 法人でも個人事業主でも認定を受けることは可能でございます。市内に本社を持っている法人か、あとは市内で事業所を営んでいる個人の方ということになります。

それと、金融機関から受けられていないというふうにおっしゃいましたけれども、市長の認定を受けて、ここで金融機関とあと県の保証協会からOKが出ないとこちらの融資は受けられませんので、場合によっては市長の認定を受けていても融資を受けられていないという事業所はあろうかと思えます。そちらは当然融資を受けたということ、融資を受けて借入れをしているということを条件にしていますので、融資を受けられなかった事業所につきましては、こちらの支給、

補助金の対象外とさせていただきます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 北部開発の件で、市営住宅の建設のことについてお尋ねします。

一般質問でもしましたそのゼロカーボンシティ、そしてまた第4期の環境基本計画の策定中ということの中で、私も取上げたゼロカーボンシティの一つの要件としては、住宅建設の問題ということを取り上げてきたんですが、北部開発については、私どもはこういう開発についてはいかなものかというふうには思っていますけれども、建設するに当たって、ゼロカーボンシティということに当然念頭に入れてやるべきだというふうに思うんですが、例えば第3期の総合計画の中に入っていた生物多様性という形のまちづくり、緑をいかに残して小動物が暮らせるような、というような、だからこの生物多様性の建設については、例えば東京の六本木にある六本木ヒルズですか、あそこの前に毛利庭園というのがあるんですが、あれも生物多様性に対応した開発だというふうに言われて、ちょっと私らは理解できないんですが、それらも含めてこういった建設をするには、やはり生物多様性というものを十分に取り入れていかなければ、ゼロカーボンシティという問題についてなかなか対応できないのではないかというふうに思うんですが、その点について。

それと、市営住宅についても、いろいろ現地も見せてもらいましたけれども、その当時はゼロカーボンシティというものは宣言していない中で、太陽光発電はやらないとかいろいろなことがありましたけれども、やはりゼロカーボンシティ、建設については、省エネ住宅というものを前提にやはりやっていくべきではないかと。設計変更はしないという答弁だったんですが、やはり環境基本計画、第4期の、それから行けば、当然その省エネ住宅という形の建設も考えられるのではないかとというふうに思うんですが、この間の説明では省エネ住宅というふうにはちょっと首をかしげるようなところがあったので、その点についてお伺いします。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 今土地利用計画とか今策定というか制作をしている途中の段階でございますので、今後担当サイド等と協議をしながら、当然公園だとか緑地とか、そういうところを取り入れながら整備していきたいと思えます。

以上です。

○須藤委員長 マイクが、音量が小さかったようですので、再度で申し訳ございませんが、課長再度お願いします。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 すみません。

今土地利用計画等を、まだ計画をしている段階ですので、今後環境サイドと、いろいろ関係の部署とも協議をしながら、当然公園だとか緑地だとかの整備もございまして、そういったところを取り入れながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 市営住宅の御質問についてお答えしたいと思います。

省エネルギー住宅ということで、最新の住宅性能評価を基準にして、断熱性とか窓ガラスの複層ガラスとか、そういったものは採用しているところです。太陽光パネルについては、当初設置がちょっとできないですけれども、構造計算上とか、屋根の瓦を棒ぶきにするとかそういった配慮で、将来太陽光発電パネルを屋根に乗せることができるような配慮はしているところです。

残念ながらゼロエネルギーというところまではちょっといかないんですけれども、最大限配慮して計画したところです。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 北部開発のほうに関しては、先ほど言った生物多様性の問題というのは初めて聞くようなことじゃないかとは思いますが、ぜひその生物多様性の住宅地の在り方というものを、ぜひこの検討の中に入れていただきたいというふうに思います。これはもう要望ではないと思いますが。

それと、市営住宅については、やはり省エネ住宅ということで、例えば私が視察に行ったところでは、もう20年以上たった大きな市営住宅、マンション、20階建てだったかな。これを省エネってということで、約15センチぐらい壁を厚くして、部屋が狭くなったと。それで、家賃も高くなったんだけど、ただエネルギー費用がそれと同等ぐらい安くなったということで、ほぼ同等になっているわけです。こういった先進事例から行くと、省エネ住宅というのはいかにカーボンシティに対応するものかと。

一つ私も議会のほうで取り上げたと思うんですが、省エネ住宅で展示場みたいになっているところが今もあると思うんですが、信州の飯田市で省エネ住宅というものをつくっております。例えばサッシをやっぱり2枚付ける。そして、次は和紙とか障子になりますけれども、障子も2枚です。あと床暖の問題とかいろいろ、ペレットのストーブとかっていろいろあったんですけど、いろいろなところをぜひ、延期するというのであればそういったものを、そしてまた北部開発についても、牛久市はペレットをつくっているわけですから、ペレットのストーブは高いのも分かります。しかし、これを使った暖房というものは、例えばこの牛久市役所の中でも1階でペレットストーブをたいていると、土日ではないか、私ら来たときに、4階でもそれなりに暖かいんです。ですから、すごく、というのは煙突がありますから、そういった点ではすごく省エネの役に立つということだと思いますので、それら含めてゼロカーボンシティを念頭に置いた地域開発、そしてまた生物多様性です。これをぜひ検討していただきたいと思います。要望です。

○須藤委員長 御意見として受け止めていただきたいというふうに思います。

そのほか質疑のある方、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で、議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第61号令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第61号について提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課神戸です。よろしくお願いいたします。

議案第61号令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

こちらは、前年度決算概要確定に伴う実質収支の2分の1相当額を、地方自治法第7条の規定により青果市場特別会計、財政調整基金に積み立てるものであり、その財源として繰入金を計上し、基金繰入金を減額するものであります。

以上となります。

○須藤委員長 これより議案第61号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 直接は関係ないかもしれません。

とくとくと市、ずっとコロナで再開できていない状況があると思います。やっとなんと落ち着いてきたところで、再開に向けてのお考えとかありましたらお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

前にもとくとくと市に関しては山本委員のほうから御質問をいただいております。今現状大分落ち着いてきている状況ではありますので、再開に向けて検討している状況ではありますけれども、いかんせん来ていただいているお客様が高齢者であることと、場所を、人数を制限したりとか、そういったことを制限するのが正直難しい状況でもあります。しかしながら、これを楽しみにしている方は大勢いらっしゃると思いますので、周りのイベント等が動いている状況になりつつありますので、当課としてもこれを検討している状況ではあります。いつからということではないんですけれども、できるだけ早い段階で進めていければと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で、議案第61号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第64号令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第64号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第64号令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明をいたします。

議案書6ページ、7ページを御覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出となります。

先に下の欄、資本的支出から御説明をいたします。

支出につきましては、全て国からの交付金の内示額確定に伴う補正であり、合計で1,000万円の減額補正となります。

款4資本的支出項1建設改良費目1汚水函渠費でございますが、節18委託料といたしまして、汚水管内のカメラ調査業務として400万円を増額。節22工事請負費といたしまして、岡見汚水ポンプ場からの圧送管整備工事として1,600万円を減額。合わせて1,200万円の減額となるものでございます。

目3汚水ポンプ場費でございますが、節18委託料としまして、下町汚水ポンプ場の点検調査業務分といたしまして200万円を増額するものでございます。

続きまして、上の欄、資本的収入になります。

収入につきましては、ただいま御説明いたしました支出の補正に伴い増額、減額や一部組み換えも行いまして、合計1,000万円の減額補正となります。内訳としましては、款3資本的収入項1起業債目1起業債としまして600万円の減額。項2出資金目1他会計出資金として100万円の増額。項3補助金目1国庫補助金として500万円の減額となっており、合計1,000万円の減額補正となっております。

また、以上の補正に伴い、関連する財源内訳や財務諸表の修正を行っております。

説明は以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第64号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 よろしくお願ひします。

今の点検の中で、ポンプのほうは下町ポンプ場というお話だったんですが、この汚水管のほうはどこになるのか場所をお示しいただきたいと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

ストックマネジメント計画の中の点検調査につきましては、今年度の予算の中で執行させていただいておりまして、今現時点発注しているもので優先度、上にあります刈谷町につきましては1丁目から5丁目まで全て調査の発注済みという形になっております。

次の優先順位といたしまして、第2つつじが丘で1委託今調査中とございまして、今回の補正分につきましても引き続き第2つつじが丘の中での調査を予定しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 実際のそのカメラの調査をして、汚水管の破損というのかちょっとよく分からないんですけれども、そういう状況から後の取組っていうんですか、そういうところはどのような状況になるのか教えていただければと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

行っておりますカメラ調査、カメラを管の中に実際入れまして、一本一本まず今お話のあった破損であったり、クラックであったり、継ぎ手のずれ、そのほか浸入水、地下水が浸入しているかどうか、そういうものが項目ほかにもまだありますけれども、まずそれを一本一本調べます。

その一本一本調べたものを総合して、マンホールからマンホールまでの間、20メートルとか30メートルを1スパンとして、例えば20メートルであれば管は1本当たりヒューム管であれば2メートルなので、20メートルなら10本という形で、合わせて1スパンというふうに数えていますけれども、一本一本の点検の結果、1スパンとしてはどれだけの破損なり損傷があるのかというような形の調査をして、重要度というものを定めます。その重要度を基に、スパンごとに緊急度というような評価をした上で、緊急度1、2については補助対象として補修ができますので、緊急度1、2のものについては今後、来年度等以降実施設計をして、実施設計を基に修繕工事をしていくというふうな流れになります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で、環境経済部、建設部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論、採決を行います。再開は17時50分といたします。

午後5時36分休憩

午後5時50分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。諸橋委員。

○諸橋委員 議案第59号に関する討論を行います。

特に物申したいことは、牛久シャトーを利活用する事業についてであります。

この事業につきましては、根本市長の公約の中で、エスカードと牛久シャトーというのは一丁目一番地だったと私は記憶をしております。

今回この問題が上がったときに、議員全員協議会の後、議員との話合いといえますか、方針説明会のようなものを設けた席がございました。その席上、市長はまず冒頭の挨拶をされて、退席をされました。通常であれば、一丁目一番地の公約ですので、市長自らが、議員が全員出ておりますので、様々な意見を聞いて、それを直接牛久シャトーの社長に対して、株主のトップとして申入れをするということが最大限の仕事といえますか、公約に対する責務だと私は考えます。

また、今回社長をお呼びして様々な意見交換を行いました。その中で、社長の言葉の中で、私しか社長ができないような旨の発言がございました。私の感覚としましては、私が社長ではなくて、私が社長をさせてもらっているというような、私が、私がつていうことではなくて、おかげ、おかげの精神がないと、今回の役員報酬、従業員の報酬10%削減というようなことが言われていましたが、通常の経営感覚であれば、役員は50%削減というのが当然かと、私の個人的な感覚であります。

今後このシャトーの問題に関しては、牛久市として、株主として最大限の強い株主権を発行していただいて、社長の報酬につきましても、様々な事業の計画につきましても、牛久市の責任と市民からの負託というものがありますので、きちんと大きな指導力を発揮してもらいたいという

ふうに感じております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 今回の議論を通じて、まずはこの2,000万円の経営安定化資金というものが、牛久シャトー株式会社からの要請ではなかったということ。そしてまたこの2,000万円の使い方というのも、シャトーの社長のあれでは全くありませんでした。したがって、この2,000万円というのは何に使われるか分からないと。そしてまた分からないような中での補助金申請、特に補助金等申請、補助金等検討委員会ですか、その中での議論についても、全く団体からの、シャトーからの申請も要望もない中で、出して行って検討されて、2,000万円が出てくるということについては、これはもう市民に対して説明をできることではないというふうに思います。さらにまた、家賃の3年間猶予ということも、それは契約書に書いてあること。しかし、この猶予期間も、長くする可能性もあるようないい方、これも私たちは納得できるものではないし、市民も納得できるものではないというふうに考えております。

したがって、ほかのものを全部反対するというのではなく、私たちとしては、この2,000万円の支出については修正動議を出しやっていく、修正動議を出すという計画でおります。

○須藤委員長 ほかに討論のある方。伊藤委員。

○伊藤委員 議案第59号の牛久シャトーの提案というか補助金につきまして、今回2,000万円の支出でありますけれども来年度5,000万円、また家賃につきましても猶予を行って、仮にうまくいかないとなった場合、それについても負担となってくるということがございます。今後のコロナの状況によってもまた左右されてくるというところもあり、ここらで一つの区切りとすべきではないか。もちろんこの予算を使わないで再生できるのであれば最後まで存続の道は探っていくべきだと思うんですが、まだこの1億円、会社設立の際の1億円という段階でも一つの括りとすべきだと考え、今回この予算に関しては反対であります。

○須藤委員長 ほかに討論のある方。山本委員。

○山本委員 私もこの議案の第59号については、牛久シャトーの利活用をする2,000万円、こちらが含まれておりますので、反対させていただきます。

いろいろな、今日の委員会の中でもるる述べさせていただきましたけれども、この6月議会までは出さないと、補助金、そういうものは市としては、公的な部分以上のものは出さないと、そういう発言をずっと一貫して続けていらっしゃいました。その中で、一転して出すことになった。その明確な根拠、理由っていうのが、私には納得できません。

昨日の、社長のおいでになった勉強会でも、やはり報酬、今年の6月から10%カットしたというお話でしたけれども、私は、これはもう令和2年度、令和3年度と赤字になっている中で、遅きに失したかという感がございます。また、報酬の削減の数字にしても、責任者としての覚悟というものが私には見て取れませんでした。この先の、令和7年度までですか。そちらの事業計画、そして収支見込みも出されましたけれども、これに関してもコロナの中で不透明なところが多く、それに関しても私は納得できませんでした。

310名の嘆願、また2万2,000人に及ぶ署名、そういうのの重みということを市長もおっしゃっていらっしゃいましたが、それよりも私は、優先されるべきは税の公平性であると思っております。

以上の点で、私今回の第59号に関しては反対といたします。以上です。

○須藤委員長 ほかに討論のある方いらっしゃいませんか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）を提出したいと思います。

○須藤委員長 それでは鈴木副委員長、その内容について簡潔に御説明をお願いします。

○鈴木副委員長 議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）には、商工費、牛久シャトー運営に関する経営安定化補助金2,000万円が計上されております。これに関しては、無条件で賛同することはできませんので、附帯決議を付させていただきます。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ここで自席にて暫時休憩といたします。

午後5時59分休憩

午後6時06分開議

○須藤委員長 再開いたします。

ただいま鈴木副委員長より附帯決議（案）が提出されました。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）について、提案者の説明を求めます。

着座のまま暫時休憩です。

午後6時06分休憩

午後6時06分開議

○須藤委員長 再開いたします。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 それでは、配付されました資料の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）。

議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）には、商工費「牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金」2,000万円が計上されている。また、市執行部の説明では、令和4年度の当初予算においても5,000万円をさらに計上する予定とのことである。

これは、これまで市議会で度々牛久シャトー株式会社（以下、同社という）の経営は大丈夫かとする質問に対し、そのたびに市執行部が同社に補助金は出さないと繰り返してきた答弁と大きく食い違うものである。

コロナ禍によって観光業・飲食業が大きな打撃を受け、赤字経営を余儀なくされている企業も多いことは認識されていると思うが、それではなぜ同社に補助金は出さないと答弁してきたのか、

今後も赤字が続けば市が税金で補填し続けるのか等、疑念を生じさせるものである。

補助金の原資は市民の貴重な税金であり、補助金の支出は慎重の上にも慎重でなければならない。そして、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第1条の2）に合致したものでなければならない。

他方で、同社を現在の状況で倒産に追い込むことは、牛久シャトー復興を望む市民の願いに背くことになり、牛久シャトー所有者であるオエノンホールディングスとの信頼関係を損ないかねないことでもある。

そこで、市議会としては、市執行部に対して、以下の点に十分に配慮されるよう強く求めるものである。

記

1、同社への経営安定化補助金は令和3年度及び令和4年度の2か年に限定すること。

2、令和4年度終了時点で、同社の黒字化等、経営安定化の見込みが立たない場合は、経営陣の刷新を含めた経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導を行うこと。

3、役員報酬の減額を含め現段階で可能な限りの経費削減の取組を一層強化するよう行政指導すること。

4、同社に関する情報は、市議会に丁寧に開示するよう努めること。

以上でございます。

○須藤委員長 以上で鈴木副委員長の説明は終わりました。

執行部提出議案に対する討論はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました7件の議案につきまして、順次、採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第59号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案第59号については、鈴木副委員長より、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議（案）が提出されております。

これより、提出されました付帯決議（案）に対する質疑を許します。利根川委員。

○利根川委員 下のほうなんです、同社の現在の状況で倒産に追い込むことはっていうことなんです、私はこの2,000万円を出さなくても即、イコール倒産ということにはならないということを言ってございます。同社が、これを通らないからと言って、会社更生法を適用するための、裁判所のほうに出すということ、これについては、前回の説明でも社長このようなことは言っていなかったと思うんです。そしてまた、この予算を通さなかった場合には牛久シャトーの

復興を望めないということではないと思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねをいたします。

それと、記の中で1点、3番の、行政指導をすると。企業、株式会社に対する行政指導というのは、値しないのではないかと。どう考えるのかお答え願います。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ただいまの利根川委員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の同社、牛久シャトー株式会社を倒産に追い込むということに関しましては、本日の執行部の話にも基づくとおり、会社の清算という、1というところしかないというふうな答弁がありましたので、そこも勘案しながら倒産っていう表現を使いました。

それから、2つ目の質問であるシャトー復興を望むという市民の願い、これは当初のこの牛久シャトー復興を願うというたくさんの署名もいただいたという経緯を考えると、今でもなおかつやはり牛久シャトーというのは市民の多くの願いになっているのではないかと思います。

3つ目の行政指導に関しましては、これは行政としてできるあらゆる指導、これを牛久シャトーに対して行うという意味での行政指導ということでお考えいただければと思います。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 なかなか答弁にはなっていないというふうに思いますが、倒産に追い込むということ、これはこれまで執行部のほうの答弁の中で、2、000万円の補正が通らなければ倒産だという話には、私は受け止めておりません。ただ、そういう可能性があるということだけで、その会社を倒産に追い込むということ自体が、牛久シャトー株式会社の社長の答弁にはなかったんですね。そしてまた、さっきも言いましたように、当然その負債が残る、借金が残るわけです。これは、借金を翌年に回したとしても、今年は何ら問題ない。社長は黒字化にするというふうに言っているわけですから、その責任というものは当然牛久シャトー株式会社の役員、社長にあるわけであって、それで先ほども言いましたように、牛久シャトーがこの2、000万円の補助金を否決した場合、会社更生法を適用するというようなことは、議論の中でありませんでした。ですから、これを否決したからといって即倒産にはならないと。

それと、牛久シャトーの復興を望むということですが、牛久シャトー株式会社が仮に倒産、撤退したとしても、牛久シャトー全体の復興ということは、これは別に考えなければならない問題であって、その倒産になってからでは、じゃあ牛久シャトーの復興をどうするかというのはこれから考えていくことであります。したがって、それについては、鈴木委員の答弁は当てはまらないと。

それと、3番目、行政指導でなくて、これは株主としてではないですか。株主として指導するというふうにしなければ、行政指導というのはちょっと値しないのではないかと。牛久市は株主ですから。そういう点で、私の意見です。

○須藤委員長 意見として認識をいたしました。

ほかに質疑ございますか。諸橋委員。

○諸橋委員 記の4番目の、同社に関する情報は市議会に丁寧に開示するよう努めることとありますが、ここに書いてあります情報というものはどのようなものか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ここにおける情報に関しましては、議会として要望がなされて、それでそれに対して認められたものの全てを情報と考えてよろしいかと思えます。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうしますと、私のほうとしては、月次決算の情報が出せるかどうか分かりませんが、事細かな決算、月次決算、四半期の決算に関するような情報の提示を求めたいと思います。

以上です。これは意見です。

○須藤委員長 そのほか。山本委員。

○山本委員 この文章で、牛久シャトー復興を望む市民の願いに背くとあります。私も反対はしますが、牛久シャトー復興に反対しているわけではありません。牛久シャトーと牛久シャトー(株)は全く別のものなので、牛久シャトー(株)のその経営に関して私は反対だと申し上げております。

この中に書いてあるこの牛久シャトー復興を望む市民の願い、それは先ほど私が申し上げたような、税の公平性よりもそこに税金を使うほうが市民の願いにかなうと、そういうふうにお考えなのでしょうか。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 税の公平性については今おっしゃったとおりだと思います。

ただ、この場合の牛久シャトー復興を望むというのは、今牛久シャトーそのものを経営されているのは牛久シャトー株式会社ですから、その牛久シャトー株式会社を支援することが牛久シャトー復興につながるという考えでこちらに載せさせていただきました。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 その牛久シャトー(株)を支援するイコール税金を投入するということです。その税の公平性をどうお考えでしょうかと申し上げております。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 税の公平性に対する考え方は様々あると思われれます。この場合、あくまでもこの2年間という限定の中で、牛久シャトーの牛久シャトー株式会社が経営する状況をしっかり勘案しながら、牛久シャトー株式会社が、黒字経営ができるという意味では、それを支援するという事は一つの税の公平性にもつながるのかというふうにして解釈させていただきます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうなりますと、記の2番目なんですけれども、これを読む限りは、令和4年度終了時点、黒字化していない場合は経営陣を刷新して、また引き続き事業計画、このまま続けると

いうように読めるんですが、その点はいかがでしょうか。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 この文面のとおり読んでいただくと、牛久シャトーの存続を、黒字経営ができない後も、見込みが立たない場合についても存続を認めるというように読めますが、その場合はまた改めて状況を判断しながら解散と、清算ということも考えられるかと思います。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議（案）についての質疑を終結いたします。

続いて、付帯決議（案）についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で……伊藤委員。

○伊藤委員 こちらの付帯決議案につきましては、可決された場合、大変重要なものも含むと感じました。しかしながら、まだ本会議が終わっておらず、最終的に可決されたとは確定していないため、今回の委員会に関しましては反対したいと思います。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で付帯決議（案）についての討論を終結いたします。

これより、附帯決議（案）について採決いたします。

議案第59号に対し、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第59号に対し、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）を付することは可決されました。

次に、議案第60号令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 举手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○須藤委員長 举手全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○須藤委員長 举手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○須藤委員長 举手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後6時26分閉会